

# 資 料 編

# 目 次

表－1（河川改良状況）	1
表－2（土石流危険溪流箇所）	1
表－3（危険箇所及び危険区域指定状況）	4
表－4（地すべり危険箇所）	7
表－5（落石等危険箇所）	7
表－6（山地災害危険地一覧表）	8
表－7（加西市の宅地造成工事規制区域の指定状況）	10
表－8（危険宅地警戒箇所）	10
表－9（土砂災害特別警戒区域等）	10
表－10（加西市の文化財一覧表）	21
表－11（災害救助物資備蓄等状況）	24
表－12（防災行政無線整備状況）	25
表－13（報告事項及び例示）	26
表－14（非常通信の経路）	27
表－15（特殊建築物の状況）	27
表－16（災害救助法に規定されている救助の内容）	28
表－17（被害認定基準）	34
表－18（被害状況調）	36
表－19（世帯構成別被害状況）	37
表－20（避難所の名称、収容可能人員）	38
表－21（市内米穀小売販売業者、米穀在庫場所及び乳児用ミルク小売業者）	40
表－22（炊き出し実施場所）	41
表－23（応急給水用機器）	41
表－24（即時調達物資）	42
表－25（主な建設業者の名簿）	44
表－26（救護所設置予定箇所）	44

表－27 (医療収容施設) .....	44
表－28 (加西市医師会救護隊編成表) .....	45
表－29 (医療機関) .....	46
表－30 (医薬品販売業者名簿) .....	47
表－31 (死体収容所の所在、名称、収容能力) .....	48
表－32 (災害弔慰金の支給並びに災害援護資金及び生業資金等貸付等の概要) .....	48
表－33 (被災者生活再建支援制度の概要) .....	52
表－34 (兵庫県住宅再建共済制度の概要) .....	53
表－35 (感染症対策・保健衛生備蓄資材) .....	53
表－36 (感染症対策・保健衛生調達資材) .....	53
表－37 (し尿収集・浄化槽清掃・一般廃棄物収集許可登録業者) .....	54
表－38 (西日本高速道路㈱の防災体制発令基準) .....	55
表－39 (市所有車両一覧表) .....	55
表－40 (調達燃料(市内給油所)) .....	56
表－41 (罹災証明様式) .....	57
表－42 (激甚災害指定基準) .....	58
表－43 (局地激甚災害規定基準) .....	60
表－44 (国の財政援助の概要) .....	62
表－45 (相互応援協定) .....	65

表一 1 (河川改良状況) 震災編P18 風水編P6

(令和3年3月)

区分	項目	河川数	総延長 (m)	改良済延長 (m)	未改良延長 (m)	改修率 (%)
総数		37	87,522	74,462	13,060	85.1
一級河川		13	61,942	58,780	3,162	94.9
準用河川		4	5,340	5,340	—	100.0
普通河川		20	20,240	10,342	9,898	51.1

表一 2 (土石流危険渓流箇所) 震災編P17 風水編P14

・土石流危険渓流 I (人家5戸以上等の渓流)

(平成15年国交省調査)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (km)	流域面積 (k m <sup>2</sup> )	流下部平均 勾配(度)
1	加古川	法華山谷川	左支渓第2	坂本町	0.40	0.08	10
2	〃	〃	〃 1	〃	0.72	0.12	7
3	〃	善防川	〃 1	口猫尾	0.27	0.12	10
4	〃	下里川	大池川	西笠原町	0.49	0.25	8
5	〃	賀茂川	右支渓第1	西剣坂町	0.20	0.11	4
6	〃	南村川	西別名川1	福居町	0.20	0.04	7
7	〃	〃	〃 2	〃	0.21	0.03	8
8	〃	〃	おくの谷	〃	0.21	0.06	11
9	〃	〃	ふと谷	〃	0.16	0.03	9
10	〃	下里川	吸谷川2	吸谷町	0.53	0.11	10
11	〃	〃	〃 1	〃	0.22	0.07	5
12	〃	〃	〃 3	〃	0.17	0.05	17
13	〃	千歳川	畑谷2	畑町	0.17	0.01	10
14	〃	下里川	右支渓第3	〃	0.27	0.06	9
15	〃	千歳川	ほけ谷	〃	0.65	0.20	11
16	〃	〃	著谷	〃	0.64	0.22	9
17	〃	〃	左支渓第1	〃	0.10	0.01	17
18	〃	〃	西谷2	西谷町	0.28	0.05	13
19	〃	手前川	小谷川	北条町	0.17	0.04	13
20	〃	牧谷川	右支渓第1	鴨谷町	0.25	0.06	18

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況		
					溪流長 (km)	流域面積 (k m <sup>2</sup> )	流下部平均 勾配(度)
21	加古川	若井川	清水谷	若井町	0.55	0.11	13
22	〃	〃	奥がいち	〃	0.39	0.12	11
23	〃	〃	奥所川2	〃	0.09	0.02	19
24	〃	〃	深山川3	〃	0.31	0.08	11
25	〃	〃	和田川	〃	0.26	0.10	14
26	〃	〃	久山谷	〃	0.27	0.07	17
27	〃	万願寺川	通山川	上道山町	0.24	0.04	17
28	〃	〃	上通川2	〃	0.49	0.17	17
29	〃	〃	大門川	下万願寺町	0.15	0.03	15
30	〃	〃	上万願寺2	〃	0.37	0.05	11
31	〃	〃	遠坂川	上万願寺町	0.46	0.15	11
32	〃	〃	赤松川2	下万願寺町	0.25	0.10	18
33	〃	〃	本村川1	下道山町	0.18	0.07	8
34	〃	〃	〃 3	〃	0.35	0.06	13
35	〃	芥田川	右支溪第2	上芥田町	0.18	0.06	15
36	〃	〃	原田谷	〃	0.15	0.09	15
37	〃	〃	東谷	〃	0.18	0.03	20
38	〃	〃	上芥田谷川	〃	0.43	0.13	12
39	〃	〃	左支溪第1	〃	0.48	0.27	12
40	〃	〃	下芥田谷	〃	0.16	0.05	14
41	〃	〃	芥田川	〃	0.29	0.14	9
42	〃	普光寺川	右支溪第1	河内町	0.16	0.03	11
43	〃	油谷川	〃 2	国正町	0.34	0.08	11
44	〃	天川	〃 2	大柳町	0.85	0.14	5

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況		
					溪流長 (km)	流域面積 (k㎡)	流下部平均 勾配(度)
1	加古川	新村川	左支溪第1	網引町	0.34	0.07	8
2	〃	法華山谷川	〃 3	坂本町	0.34	0.08	13
3	〃	善防川	右支溪第1	〃	0.54	0.16	11
4	〃	〃	左支溪第4	奥猫尾	0.13	0.02	13
5	〃	〃	〃 3	三口町	0.25	0.08	18
6	〃	〃	〃 2	〃	0.19	0.05	9
7	〃	下里川	右支溪第1	王子町	0.62	0.18	7
8	〃	〃	〃 2	〃	0.42	0.07	9
9	〃	〃	左支溪第1	北条町横尾	0.17	0.02	5
10	〃	南村川	〃	福居町	0.12	0.02	12
11	〃	下里川	左支溪第2	畑町	0.17	0.03	13
12	〃	牧谷川	右支溪第2	鴨谷町	0.11	0.03	15
13	〃	〃	中俊谷	〃	0.31	0.07	10
14	〃	若井川	右支溪第1	若井町	0.22	0.02	13
15	〃	〃	北谷	〃	0.47	0.15	12
16	〃	〃	左支溪第1	〃	0.19	0.10	6
17	〃	万願寺川	右支溪第1	下万願寺町	0.33	0.11	12
18	〃	〃	〃 2	〃	0.14	0.03	20
19	〃	〃	たこ谷川	〃	0.32	0.10	16
20	〃	〃	右支溪第3	〃	0.19	0.04	12
21	〃	〃	〃 4	〃	0.14	0.02	10
22	〃	森川	準谷川	上万願寺町	0.37	0.08	14
26	〃	〃	〃	〃	0.24	0.07	17
24	〃	万願寺川	左支溪第1	〃	0.34	0.08	16
25	〃	〃	本谷川	〃	0.67	0.34	13
26	〃	〃	ウツダコ1	〃	0.31	0.08	18
27	〃	〃	〃 2	〃	0.22	0.06	20
28	〃	〃	草箱谷	〃	0.24	0.08	16
29	〃	〃	上万願寺川3	〃	0.59	0.15	10
30	〃	〃	赤松川1	下万願寺町	0.37	0.07	14
31	〃	芥田川	右支溪第1	上芥田町	0.15	0.03	11
32	〃	〃	下芥田川20	下芥田町	0.24	0.05	15
33	〃	佐谷川	下芥田川4	佐谷町	0.27	0.04	15
34	〃	油谷川	右支溪第3	大工町	0.47	0.22	13
35	〃	〃	〃 1	国正町	0.31	0.04	4
36	〃	天川	〃 1	中山町	0.33	0.05	15

表一 3 (危険箇所及び危険区域指定状況)

震災編P16

風水編P14・P53

・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ (人家5戸以上の箇所)

(平成15年国交省調査)

箇所番号	箇所名	字	傾斜度(度)	延長(m)	斜面高さ(m)	備考
1	下万願寺	下万願寺町	33	250	40	
2	上道山	上道山町	60	230	37	
3	下若井	若井町下若井	45	350	60	
4	下道山(1)	下道山町	45	170	36	
5	〃 (2)	〃	38	85	73	
6	満久	満久町	30	60	7	
7	殿原(1)	殿原町	40	300	48	
8	〃 (2)	〃	35	180	48	
9	古坂	北条町古坂	40	130	17	
10	東南	北条町東南	45	80	20	
11	福住	福住	45	230	23	
12	上万願寺(1)	上万願寺町	30	130	56	
13	下万願寺(2)	下万願寺町	60	75	32	
14	〃 (3)	〃	30	65	78	
15	上道山(2)	上道山町	35	110	38	
16	〃 (3)	〃	35	100	56	
17	上若井(1)	若井町	35	110	28	
18	〃 (2)	〃	30	115	53	
19	下道山(3)	下道山町	30	70	37	
20	笹倉(1)	笹倉町	40	240	20	
21	佐谷	佐谷町	30	105	22	
22	河内	河内町	40	90	35	
23	殿原(3)	殿原町	36	140	27	
24	笹倉(2)	笹倉町	40	100	20	
25	古坂(2)	北条町古坂	30	150	58	
26	大柳	大柳町	60	240	32	
27	玉丘	玉丘町	32	160	36	
28	山下	山下町	30	240	28	
29	中山	中山町	30	120	30	
30	古坂	北条町古坂	40	650	40	

・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1～4戸の箇所）

（平成15年国交省調査）

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	斜面高さ (m)	備考
1	上万願寺A	上万願寺町	36	80	48	
2	〃 B	〃	30	90	98	
3	〃 H	〃	35	165	45	
4	〃 C	〃	35	100	33	
5	〃 I	〃	40	90	39	
6	〃 D	〃	35	120	44	
7	〃 E	〃	40	160	12	
8	〃 F	〃	35	80	20	
9	〃 G	〃	35	50	12	
10	下万願寺A	下万願寺町	35	85	24	
11	〃 B	〃	30	50	25	
12	〃 C	〃	30	80	26	
13	〃 D	〃	40	80	30	
14	〃 E	〃	33	50	34	
15	上道山A	上道山町	30	50	29	
16	〃 B	〃	70	110	60	
17	〃 C	〃	70	120	75	
18	下若井	若井町下若井	60	120	56	
19	上若井A	若井町上若井	55	70	20	
20	〃 B	〃	30	40	12	
21	〃 C	〃	50	80	35	
22	〃 G	〃	50	230	100	
23	〃 H	〃	50	320	70	
24	〃 E	〃	30	60	114	
25	〃 F	〃	45	130	50	
26	〃 D	〃	30	90	18	
27	〃 I	〃	35	40	42	
28	〃 J	〃	30	60	35	
29	下道山	下道山町	45	70	26	
30	大内A	大内町	40	80	14	
31	〃 B	〃	40	105	12	
32	上芥田C	上芥田町	40	100	143	
33	〃 D	〃	40	95	64	
34	〃 E	〃	60	320	25	
35	〃 A	〃	70	50	22	
36	〃 B	〃	30	170	22	
37	〃 F	〃	40	85	44	
38	〃 G	〃	60	200	20	
39	〃 H	〃	35	65	55	
40	〃 I	〃	44	50	26	
41	下芥田A	下芥田町	35	75	28	
42	〃 B	〃	35	165	37	
43	佐谷C	佐谷町	40	125	75	
44	〃 A	〃	50	120	22	
45	〃 B	〃	30	95	24	



箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	斜面高さ (m)	備考
46	河内A	河内町	31	60	40	
47	河内B	河内町	32	75	80	
48	〃 C	〃	40	110	84	
49	〃 D	〃	40	75	50	
50	〃 E	〃	60	320	22	
51	別所	別所町	35	35	14	
52	河内F	河内町	30	30	20	
53	和泉	和泉町	50	50	18	
54	山田A	山田町	30	60	28	
55	〃 B	〃	35	70	24	
56	馬渡谷	馬渡谷町	32	140	31	
57	鍛冶屋	鍛冶屋町	60	80	6	
58	国正C	国正町	37	160	38	
59	〃 A	〃	30	120	44	
60	〃 B	〃	40	110	10	
61	小印南	小印南町	35	90	16	
62	田谷	田谷町	50	30	6	
63	鴨谷	鴨谷町	55	30	24	
64	古坂	北条町古坂	50	240	40	
65	畑	畑町箱木	35	90	20	
66	西谷	西谷町	40	125	12	
67	窪田	窪田町	45	65	8	
68	吸谷A	吸谷町	35	50	46	
69	〃 B	〃	30	95	32	
70	黒駒	北条町黒駒	30	130	12	
71	福居A	福居町	65	60	26	
72	〃 B	〃	30	170	40	
73	小谷	北条町小谷	33	125	33	
74	栗田	北条町栗田	60	50	6	
75	笹倉	笹倉町	32	100	36	
76	玉丘	玉丘町	65	80	26	
77	朝妻	朝妻町	45	50	14	
78	繁昌	繁昌町	45	50	5	
79	豊倉	豊倉町	50	370	34	
80	山下A	山下町	55	65	12	
81	〃 B	〃	40	70	22	
82	〃 C	〃	50	80	14	
83	西剣坂	西剣坂町	50	55	12	
84	中山A	中山町	40	90	50	
85	〃 B	〃	60	60	60	
86	〃 C	中山町奈良井	65	90	33	
87	下芥田C	下芥田町	60	360	50	
88	笹倉	笹倉町	30	100	33	

・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

(平成15年国交省調査)

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	斜面高さ (m)	備考
1	河内(1)	河内町	60	290	64	
2	〃(2)	〃	30	320	68	
3	〃(3)	〃	70	160	70	
4	〃(4)	〃	34	145	76	
5	〃(5)	〃	30	275	50	
6	国正(1)	国正町	30	120	40	
7	〃(2)	〃	60	370	45	
8	笹倉	笹倉町	30	296	30	
9	奥猫尾	三口町奥猫尾	30	200	48	
10	河内(6)	河内町	31	288	76	
11	〃(7)	〃	34	360	40	
12	倉谷	倉谷町	30	290	86	
13	国正(3)	国正町	33	213	60	

表一4 (地すべり危険箇所)

震災編P17

風水編P14

(平成15年度調査)

箇所名	河川名			位置			面積 (ha)	地すべり 指定地
	水系名	幹川名	溪流名	郡市	町	大字		
丸山	加古川	万願寺川	若井川	加西市	下若井町	丸山	22.6	

表一5 (落石等危険箇所)

震災編P18

区分	路線名	危険箇所	区分	路線名	危険箇所
市道	芥田万願寺線	上万願寺町、上芥田町	県道	下滝野市川線	上若井町
	長12号線	西長町、両月町		大和北条停車場線	上芥田町、古坂
	河内国正線	大工町、油谷町、国正町		多可北条線	河内町、玉丘町
	北条若井線	小谷、鴨谷町、下若井町		高砂加古川加西線	網引町
	山枝殿原線	中富町		高砂北条線	三口町
	山下福住線	山下西町		一乗寺法華口線	坂本町
	加西南産業団地線	田原町		山下飾東線	中山町

表一 6 (山地災害危険地区一覧表)

震災編P19 風水編P14

種 類	番 号	地 区 名	位 置			地 形	
			市	町	字	面 積(ha)	溪流延長(m)
山腹崩壊 危険地区	1	坂 本	加西市	坂本町	上ノカチ	3.0	
	2	三 口	〃	三口町	三 口	8.0	
〃	3	大 柳	〃	大柳町	赤 坂	1.0	
〃	4	中 山(1)	〃	中山町	溝田の上	1.0	
〃	5	〃 (2)	〃	〃	池ノ谷	2.0	
〃	6	東剣坂	〃	東剣坂町	下ケ谷	6.0	
〃	7	岸 呂	〃	岸呂町	寺垣内	1.0	
〃	8	山下西	〃	山下町	惣代山	2.0	
〃	9	福 居(1)	〃	福居町	小西谷	5.0	
〃	10	〃 (2)	〃	〃	西ノ谷	7.0	
〃	11	吸 谷	〃	吸谷町	向 山	1.0	
〃	12	窪 田	〃	窪田町	金木山	1.0	
〃	13	古 坂(1)	〃	北条町古坂	間 谷	5.0	
〃	14	〃 (2)	〃	北条町	古 坂	2.0	
〃	15	鴨 谷	〃	鴨谷町	宮ノ谷	2.0	
〃	16	殿 原	〃	殿原町	中富谷	3.0	
〃	17	西 谷	〃	西谷町	天寺谷	2.0	
〃	18	大 内	〃	大内町	五 社	2.0	
〃	19	若 井	〃	若井町	下若井	2.0	
〃	20	下若井	〃	下若井町	丸 山	11.0	
〃	21	上若井(1)	〃	上若井町	若井口	6.0	
〃	22	〃 (2)	〃	〃	釜 坂	9.0	
〃	23	〃 (3)	〃	〃	未 道	3.0	
〃	24	下万願寺(1)	〃	下万願寺町	ウス谷	2.0	
〃	25	上万願寺	〃	上万願寺町	上万願寺	1.0	
〃	26	下万願寺(2)	〃	下万願寺町	下万願寺	2.0	
〃	27	上芥田	〃	上芥田町	柿木谷	14.0	
〃	28	河 内(1)	〃	河内町		2.0	
〃	29	〃 (2)	〃	〃	明神前	5.0	
〃	30	下芥田	〃	下芥田町	永 尾	5.0	
〃	31	河 内(3)	〃	河内町	普光寺山	4.0	
〃	32	山 田	〃	山田町	釜ノ口	1.0	
〃	33	大 工	〃	大工町	チュヅロ	1.0	
〃	34	鍛冶屋	〃	鍛冶屋町	地崎谷	7.0	
〃	35	国 正(1)	〃	国正町	西 山	2.0	
〃	36	国 正(2)	加西市	国正町	上 所	1.0	

種 類	番号	地 区 名	位 置			地 形	
			市	町	字	面 積(ha)	溪流延長 (m)
山腹崩壊 危険地区	37	朝 妻	〃	朝妻町		1.0	
	38	上芥田(2)	〃	上芥田町	山 居	5.0	
	39	若井町猪野	〃	若井町	猪 野	1.0	
小 計		39箇所				139.0	
崩壊土砂 流出危険 地区	1	東剣坂	加西市	東剣坂町	雄 岩	1.6	1070
	2	若井 (I)	〃	若井町	猪 野	0.9	520
	3	畑 (I)	〃	畑 町	法ヶ谷池	0.7	180
	4	〃 (II)	〃	〃	高峯神社	0.7	350
	5	〃 (III)	〃	〃	深 山	0.4	180
	6	若井 (II)	〃	若井町	キトラ川	0.5	440
	7	〃 (III)	〃	〃	岩ノ熊	0.3	450
	8	下道山	〃	下道山町	道 山	1.2	340
	9	若井 (IV)	〃	若 井 町	上若井	0.5	520
	10	上若井(I)	〃	上若井町	湯屋谷	0.4	490
	11	下方願寺(I)	〃	下方願寺町	保 谷	1.8	600
	12	上若井(II)	〃	上若井町	山 田	0.3	460
	13	〃 (III)	〃	〃	三 谷	0.5	540
	14	下方願寺(II)	〃	下方願寺町		0.7	150
	15	〃 (III)	〃	〃	熊 谷	0.5	250
	16	上万願寺(I)	〃	上万願寺町	津 谷	1.5	610
	17	〃 (II)	〃	〃	大 谷	3.9	1300
	18	〃 (III)	〃	〃	〃	2.0	650
	19	上芥田(I)	〃	上芥田町	山 居	0.5	310
	20	〃 (II)	〃	〃		1.0	430
	21	河内 (I)	〃	河内町		0.7	580
	22	〃 (II)	〃	〃	普光寺山	1.4	800
	23	〃 (III)	〃	〃	宇津木谷	0.1	30
	24	〃 (IV)	〃	〃	二ヶ坂上	0.5	540
	25	国正	〃	国正町		0.6	260
	26	下方願寺	〃	下方願寺町	熊 谷	0.1	250
	27	上芥田(III)	〃	上芥田町	山 居	0.4	260
	28	河内 (V)	〃	河内町	割木谷	0.5	290
	29	〃 (VI)	〃	〃	明神前	0.4	220
	30	猫尾	〃	坂本町	猫尾	2.3	510
	31	上ノカチ	〃	〃	上ノカチ	0.1	100
	32	佐谷	〃	佐谷町	奥山東山	0.8	
小 計		32箇所				27.8	
計		71箇所					

表一 7 (加西市の宅地造成工事規制区域の指定状況) 震災編P15 風水編P13

指定年月日	指定区域面積	全市所量と指定区域との比率
昭和48年4月7日 建設省告示第843号	3,090ha	20.5%

表一 8 (危険宅地警戒箇所) 震災編P16 風水編P13

(平成21年度調査)

番号	所在地	目標物	危険予想	危険度
1	殿原町847-3	友重徳敬宅付近	がけ面崩壊、家屋倒壊	C
2	北条町東南3-15	西岡恒子宅	〃	C

Aランク：人命、住宅被害が予想されるもので進行中のもの及び粗悪なもの。

Bランク：住宅、非住宅被害が予想されるもので進行中のもの及び粗悪なもの。

Cランク：警戒が必要なもの。

表一 9 (土砂災害特別警戒区域等) 震災編P17 風水編P15

土砂災害特別警戒区域 (140箇所)

(平成28年3月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
1	上万願寺(1)I	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	0	
2	上万願寺AⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
3	上万願寺BⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
4	上万願寺HⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
5	上万願寺CⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
6	上万願寺IⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
7	上万願寺DⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
8	上万願寺EⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
9	上万願寺FⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
10	上万願寺GⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
11	上万願寺JⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
12	上万願寺KⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
13	遠坂川I	上万願寺町	土石流	0	
14	準谷川1Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
15	準谷川2Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
16	万願寺側左一Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
17	ウラメンダコ1Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
18	ウラメンダコ2Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
19	草箱谷Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
20	上万願寺側3Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
21	上万願寺1Ⅰ	上万願寺町	土石流	0	
22	準谷川1Ⅰ	上万願寺町	土石流	0	

(平成29年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
23	下万願寺(1)Ⅰ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	5	
24	上道山(1)Ⅰ	上道山町	急傾斜地の崩壊	3	
25	下若井(1)Ⅰ	若井町	急傾斜地の崩壊	12	
26	下道山(1)Ⅰ	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
27	下道山(2)Ⅰ	下道山町	急傾斜地の崩壊	1	集会施設1
28	下万願寺(2)Ⅰ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	0	
29	下万願寺(3)Ⅰ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
30	上道山(2)Ⅰ	上道山町	急傾斜地の崩壊	1	
31	上道山(3)Ⅰ	上道山町	急傾斜地の崩壊	5	
32	下若井(2)Ⅰ	若井町	急傾斜地の崩壊	3	
33	下若井(3)Ⅰ	若井町	急傾斜地の崩壊	3	
34	下道山(3)Ⅰ	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
35	下万願寺AⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
36	下万願寺BⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	0	
37	下万願寺CⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
38	下万願寺DⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
39	下万願寺EⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
40	上道山BⅡ	上道山町	急傾斜地の崩壊	1	
41	上道山CⅡ	上道山町	急傾斜地の崩壊	1	
42	下若井AⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
43	上若井AⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
44	上若井BⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
45	上若井CⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
46	上若井GⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
47	上若井HⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
48	上若井EⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
49	上若井FⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
50	上若井DⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
51	下若井BⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
52	下若井CⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	1	

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
53	下道山Ⅱ	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
54	大内AⅡ	大内町	急傾斜地の崩壊	1	
55	大内BⅡ	大内町	急傾斜地の崩壊	0	
56	下万願寺FⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	4	
57	下万願寺GⅡ	下万願寺用	急傾斜地の崩壊	1	集会施設 1
58	上若井DⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
59	深山川3Ⅰ	若井町	土石流	0	
60	上通川2Ⅰ	上道山町	土石流	0	
61	本村川1Ⅰ	下道山町	土石流	0	
62	北谷Ⅱ	若井町	土石流	0	
63	若井川左一Ⅱ	若井町	土石流	0	
64	万願寺川右三Ⅱ	下万願寺町	土石流	0	

(平成30年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
65	河内Ⅰ	河内町	急傾斜地の崩壊	3	
66	河内BⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
67	河内CⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
68	河内DⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
69	河内EⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
70	河内FⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
71	和泉Ⅱ	和泉町	急傾斜地の崩壊	0	
72	山田BⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	2	
73	馬渡谷Ⅱ	山田町	急傾斜地の崩壊	1	
74	国正CⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	0	
75	国正AⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	2	
76	小印南Ⅱ	小印南町	急傾斜地の崩壊	3	
77	河内(1)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
78	河内(2)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
79	河内(3)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
80	河内(4)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
81	河内(5)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
82	国正(1)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	1	
83	国正(2)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	0	
84	国正(3)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	0	
85	河内(6)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
86	河内(7)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
87	殿原(1) I	殿原町	急傾斜地の崩壊	8	
88	殿原(2) I	殿原町	急傾斜地の崩壊	3	
89	笹倉(1) I	笹倉町	急傾斜地の崩壊	1	
90	殿原(3) I	殿原町	急傾斜地の崩壊	0	
91	上芥田D II	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
92	上芥田E II	上芥田町	急傾斜地の崩壊	0	
93	上芥田A II	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
94	上芥田B II	上芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
95	上芥田F II	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
96	上芥田G II	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
97	上芥田I II	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
98	下芥田A II	下芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
99	下芥田B II	下芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
100	佐谷C II	佐谷町	急傾斜地の崩壊	2	
101	佐谷A II	佐谷町	急傾斜地の崩壊	1	
102	佐谷B II	佐谷町	急傾斜地の崩壊	0	
103	別所II	別所町	急傾斜地の崩壊	2	
104	鴨谷II	鴨谷町	急傾斜地の崩壊	1	
105	下芥田C II	下芥田町	急傾斜地の崩壊	0	
106	笹倉(1)(2) II	笹倉町	急傾斜地の崩壊	1	
107	普光寺川右一 I	河内町	土石流	0	
108	芥田川右二 I	上芥田町	土石流	0	
109	芥田川左一 I	上芥田町	土石流	0	

(平成30年11月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
110	古坂II	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	0	
111	黒駒II	北条町黒駒	急傾斜地の崩壊	0	
112	小谷II	北条町小谷	急傾斜地の崩壊	1	
113	畑II	畑町	急傾斜地の崩壊	1	
114	西谷II	西谷町	急傾斜地の崩壊	1	
115	吸谷A II	吸谷町	急傾斜地の崩壊	1	
116	吸谷B II	吸谷町	急傾斜地の崩壊	1	
117	福居A II	福居町	急傾斜地の崩壊	2	
118	福居B II	福居町	急傾斜地の崩壊	0	
119	畑(2) II	畑町	急傾斜地の崩壊	0	
120	吸谷川2 I	吸谷町	土石流	0	
121	西谷2 I	西谷町	土石流	1	



(令和元年 11 月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
122	大柳Ⅰ	大柳町	急傾斜地の崩壊	0	
123	山下Ⅰ	山下町	急傾斜地の崩壊	0	
124	中山Ⅰ	中山町	急傾斜地の崩壊	1	
125	山下ＡⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
126	山下ＢⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	1	
127	山下ＣⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	0	
128	西剣坂Ⅱ	西剣坂町	急傾斜地の崩壊	0	
129	中山ＡⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	2	
130	中山ＢⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	0	
131	玉丘Ⅰ	玉丘町	急傾斜地の崩壊	0	
132	朝妻Ⅱ	朝妻町	急傾斜地の崩壊	2	
133	中山ＢⅠ	中山町	急傾斜地の崩壊	5	
134	坂本Ⅱ	坂本町	急傾斜地の崩壊	1	
135	大柳ＡⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
136	大柳ＢⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	2	
137	大柳ＣⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
138	大柳ＤⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
139	法華山谷川左-Ⅰ	坂本町	土石流	0	
140	新村川左-Ⅱ	網引町	土石流	0	

土砂災害警戒区域 (219 箇所)

(平成 21 年 4 月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
1	古坂(1)(1)Ⅰ	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	6	
2	東南Ⅰ	北条町東南	急傾斜地の崩壊	9	
3	古坂(2)Ⅰ	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	2	
4	古坂(1)(2)Ⅰ	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	22	
5	古坂Ⅱ	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	2	
6	黒駒Ⅱ	西上野町	急傾斜地の崩壊	2	
7	小谷Ⅱ	北条町小谷	急傾斜地の崩壊	1	
8	小谷川Ⅰ	北条町小谷	土石流	26	集会施設 1
9	下里川左一Ⅱ	北条町横尾	土石流	6	
10	畑Ⅱ	畑町	急傾斜地の崩壊	4	
11	西谷Ⅱ	西谷町	急傾斜地の崩壊	2	
12	窪田Ⅱ	窪田町	急傾斜地の崩壊	2	
13	吸谷ＡⅡ	吸谷町	急傾斜地の崩壊	3	
14	吸谷ＢⅡ	吸谷町	急傾斜地の崩壊	2	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
15	福居AⅡ	福居町	急傾斜地の崩壊	2	
16	福居BⅡ	福居町	急傾斜地の崩壊	2	
17	西別名川1Ⅰ	福居町	土石流	16	
18	西別名川2Ⅰ	福居町	土石流	17	
19	おくの谷Ⅰ	福居町	土石流	14	
20	ふと谷Ⅰ	福居町	土石流	24	集会施設 1
21	吸谷川2Ⅰ	吸谷町	土石流	10	
22	吸谷川1Ⅰ	吸谷町	土石流	8	
23	吸谷川3Ⅰ	吸谷町	土石流	16	
24	畑谷2Ⅰ	畑町	土石流	85	集会施設 1
25	下里川右三Ⅰ	畑町	土石流	1	
26	ほけ谷Ⅰ	畑町	土石流	35	
27	著谷Ⅰ	畑町	土石流	42	
28	千歳川左一Ⅰ	西谷町	土石流	30	集会施設 1
29	西谷2Ⅰ	西谷町	土石流	12	
30	南村川左一Ⅱ	福居町	土石流	1	
31	下里川左二Ⅱ	畑町	土石流	8	
32	福住Ⅰ	福住町	急傾斜地の崩壊	9	
33	大柳Ⅰ	大柳町	急傾斜地の崩壊	8	
34	山下Ⅰ	山下町	急傾斜地の崩壊	1	
35	中山Ⅰ	中山町	急傾斜地の崩壊	2	
36	山下AⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
37	山下BⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
38	山下CⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
39	西剣坂Ⅱ	西剣坂町	急傾斜地の崩壊	1	
40	中山AⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	3	
41	中山BⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	2	
42	中山CⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	1	
43	賀茂川右一Ⅰ	西剣坂町	土石流	32	病院・診療所 1
44	天川右一Ⅱ	中山町	土石流	8	
45	天川右二Ⅰ	大柳町	土石流	9	
46	奥猫尾Ⅲ	三口町	急傾斜地の崩壊	—	
47	法華山谷川左二Ⅰ	坂本町	土石流	1	
48	法華山谷川左一Ⅰ	坂本町	土石流	4	
49	大池川Ⅰ	西笠原町	土石流	2	小学校 1、特別支援学校 1、知的障害者援護施設 1
50	法華山谷川左三Ⅱ	坂本町	土石流	—	
51	善防川右一Ⅱ	坂本町	土石流	1	
52	善防川左四Ⅱ	三口町	土石流	9	
53	善防川左二Ⅱ	三口町	土石流	9	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
54	下里川右一Ⅱ	王子町	土石流	3	
55	下里川右二Ⅱ	王子町	土石流	5	その他の公共施設 1
56	倉谷Ⅲ	倉谷町	急傾斜地の崩壊	—	
57	繁昌Ⅱ	繁昌町	急傾斜地の崩壊	1	
58	新村川左一Ⅱ	網引町	土石流	4	
59	玉丘Ⅰ	玉丘町	急傾斜地の崩壊	1	
60	玉丘Ⅱ	玉丘町	急傾斜地の崩壊	1	
61	朝妻Ⅱ	朝妻町	急傾斜地の崩壊	2	
62	豊倉Ⅱ	豊倉町	急傾斜地の崩壊	1	
63	満久Ⅰ	満久町	急傾斜地の崩壊	—	その他の公共施設 1
64	河内Ⅰ	河内町	急傾斜地の崩壊	3	
65	河内AⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
66	河内BⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	2	
67	河内CⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	8	
68	河内DⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
69	河内EⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
70	河内FⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	3	
71	和泉Ⅱ	和泉町	急傾斜地の崩壊	3	
72	山田BⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	8	
73	馬渡谷Ⅱ	山田町	急傾斜地の崩壊	6	
74	鍛冶屋Ⅱ	鍛冶屋町	急傾斜地の崩壊	2	
75	国正CⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	—	
76	国正AⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	3	
77	国正BⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	2	
78	小印南町Ⅱ	小印南町	急傾斜地の崩壊	3	
79	田谷Ⅱ	田谷町	急傾斜地の崩壊	3	
80	河内(1)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
81	河内(2)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	2	
82	河内(3)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
83	河内(4)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
84	河内(5)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
85	国正(1)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	2	
86	国正(2)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	—	
87	国正(3)Ⅲ	油谷町	急傾斜地の崩壊	—	
88	河内(6)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
89	河内(7)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
90	普光寺川右一Ⅰ	河内町	土石流	1	
91	油谷川右二Ⅰ	国正町	土石流	4	
92	油谷川右三Ⅱ	大工町	土石流	12	
93	油谷川右一Ⅱ	国正町	土石流	7	集会施設 1

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
94	下万願寺(1) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	11	
95	上道山(1) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	10	
96	下若井(1) I	若井町	急傾斜地の崩壊	22	病院・診療所 1
97	下道山(1) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
98	下道山(2) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	4	集会施設 1
99	上万願寺(1) I	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	—	
100	下万願寺(2) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
101	下万願寺(3) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	4	
102	上道山(2) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	3	
103	上道山(3) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	7	
104	下若井(2) I	若井町	急傾斜地の崩壊	9	
105	下若井(3) I	若井町	急傾斜地の崩壊	7	
106	下道山町(3) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	4	
107	上万願寺A II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
108	上万願寺B II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
109	上万願寺H II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	5	
110	上万願寺C II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
111	上万願寺 I II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
112	上万願寺D II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
113	上万願寺E II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
114	上万願寺F II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
115	上万願寺G II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
116	下万願寺A II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
117	下万願寺B II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
118	下万願寺C II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
119	下万願寺D II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
120	下万願寺E II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
121	上道山B II	上道山町	急傾斜地の崩壊	2	
122	上道山C II	上道山町	急傾斜地の崩壊	4	
123	下若井 II	若井町	急傾斜地の崩壊	4	
124	上若井A II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
125	上若井B II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
126	上若井C II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
127	上若井G II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
128	上若井H II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
129	上若井E II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
130	上若井F II	若井町	急傾斜地の崩壊	5	
131	上若井D II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
132	上若井 I II	若井町	急傾斜地の崩壊	3	
133	上若井 J II	若井町	急傾斜地の崩壊	3	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
134	下道山Ⅱ	下道山町	急傾斜地の崩壊	6	
135	大内AⅡ	大内町	急傾斜地の崩壊	2	
136	大内BⅡ	大内町	急傾斜地の崩壊	4	
137	清水谷Ⅰ	若井町	土石流	54	
138	奥がいち池Ⅰ	若井町	土石流	21	
139	奥所川2Ⅰ	若井町	土石流	12	
140	奥山川3Ⅰ	若井町	土石流	12	
141	和田川Ⅰ	若井町	土石流	9	
142	久山谷Ⅰ	若井町	土石流	13	集会施設 1
143	通山川Ⅰ	上道山町	土石流	15	小学校 1、学童施設 1
144	上通山2Ⅰ	上道山町	土石流	27	
145	大門川Ⅰ	下万願寺町	土石流	15	
146	上万願寺2Ⅰ	下万願寺町	土石流	12	
147	遠坂川Ⅰ	上万願寺町	土石流	11	集会施設 1
148	赤松川2Ⅰ	下万願寺町	土石流	9	
149	本村川1Ⅰ	下道山町	土石流	9	
150	本村川3Ⅰ	下道山町	土石流	15	
151	若井川右一Ⅱ	若井町	土石流	5	
152	北谷Ⅱ	若井町	土石流	24	
153	若井川左一Ⅱ	若井町	土石流	4	
154	下万願寺川右一Ⅱ	下万願寺町	土石流	1	
155	下万願寺川右二Ⅱ	下万願寺町	土石流	5	
156	たこ谷川Ⅱ	下万願寺町	土石流	2	
157	万願寺川右三Ⅱ	下万願寺町	土石流	3	
158	万願寺川右四Ⅱ	下万願寺町	土石流	1	
159	準谷川1Ⅱ	上万願寺町	土石流	4	
160	準谷川2Ⅱ	上万願寺町	土石流	2	
161	万願寺川左一Ⅱ	上万願寺町	土石流	1	
162	本谷川Ⅱ	上万願寺町	土石流	2	
163	ウラメンダコ1Ⅱ	上万願寺町	土石流	2	
164	ウラメンダコ2Ⅱ	上万願寺町	土石流	1	
165	草箱谷Ⅱ	上万願寺町	土石流	9	
166	上万願寺川3Ⅱ	上万願寺町	土石流	5	
167	赤松川1Ⅱ	下万願寺町	土石流	4	
168	殿原(1)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	13	
169	殿原(2)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	10	
170	笹倉(1)Ⅰ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	—	
171	佐谷Ⅰ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	3	
172	殿原(3)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	2	
173	上芥田CⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
174	上芥田DⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
175	上芥田EⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
176	上芥田AⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
177	上芥田BⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	5	
178	上芥田FⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	3	
179	上芥田GⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	5	
180	上芥田HⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
181	上芥田IⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	3	
182	下芥田AⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
183	下芥田BⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	4	
184	佐谷CⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	2	
185	佐谷AⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	3	
186	佐谷BⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	—	
187	別所Ⅱ	別所町	急傾斜地の崩壊	5	
188	鴨谷Ⅱ	鴨谷町	急傾斜地の崩壊	5	
189	笹倉(1)(1)Ⅱ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	4	
190	下芥田CⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
191	笹倉(1)(2)Ⅱ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	1	
192	牧谷川右一Ⅰ	鴨谷町	土石流	—	
193	芥田川右二Ⅰ	上芥田町	土石流	6	
194	原田谷Ⅰ	上芥田町	土石流	1	
195	東谷Ⅰ	上芥田町	土石流	1	
196	上芥田谷川Ⅰ	上芥田町	土石流	8	
197	芥田川左一Ⅰ	上芥田町	土石流	7	
198	下芥田谷Ⅰ	上芥田町	土石流	5	
199	芥田川Ⅰ	上芥田町	土石流	6	
200	牧谷川右二Ⅱ	鴨谷町	土石流	3	
201	中俊谷Ⅱ	鴨谷町	土石流	2	
202	芥田川右一Ⅱ	下芥田町	土石流	2	
203	下芥田川20Ⅱ	下芥田町	土石流	5	
204	下芥田川4Ⅱ	佐谷町	土石流	4	

(平成25年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
205	丸山	若井町	地滑り	20	

(平成28年3月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
206	上万願寺JⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
207	上万願寺KⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
208	上万願寺1Ⅰ	上万願寺町	土石流	8	
209	準谷川1Ⅰ	上万願寺町	土石流	5	

(平成29年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
210	下万願寺FⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	5	
211	下万願寺GⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	7	集会施設1
212	上若井DⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	7	

(平成30年11月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
213	畑(2)Ⅱ	畑町	急傾斜地の崩壊	1	

(令和元年11月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
214	中山BⅠ	中山町	急傾斜地の崩壊	10	
215	坂本Ⅱ	坂本町	急傾斜地の崩壊	4	
216	大柳AⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
217	大柳BⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	2	
218	大柳CⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
219	大柳DⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	2	

表一 10 (加西市の文化財一覧表)

震災編 P25

## ・国指定文化財

番号	種別	名称	所在地
1	建	一乗寺三重塔	坂本町 821-17
2	〃	一乗寺妙見堂	〃
3	〃	一乗寺弁天堂	〃
4	〃	一乗寺護法堂	〃
5	〃	一乗寺五輪塔	〃
6	〃	一乗寺本堂	〃
7	〃	酒見寺多宝塔	北条町北条 1319
8	絵	絹本著色聖徳太子及天台高僧像 (国宝)	坂本町 821-17
9	〃	絹本著色阿弥陀如来像	〃
10	〃	絹本著色五明王像	〃
11	彫	銅造聖観音立像	〃
12	〃	木造法道仙人立像 (開山堂安置)	〃
13	〃	木造僧形坐像	〃
14	〃	銅造観音菩薩立像	〃
15	〃	石造浮彫如来及両脇待像	西長町字古法華
16	史	玉丘古墳群	玉丘町
17	無民	東光寺の田遊び (鬼会)	上万願寺町 392
18	工	太刀 銘国安	別所町
小 計			18 件

## ・県指定文化財

番号	種別	名称	所在地
1	建	一乗寺鐘楼	坂本町 821-17
2	〃	一乗寺石造宝塔	〃
3	〃	一乗寺石造笠塔婆	〃
4	建	石造層塔	吸谷町 150
5	〃	石造五重塔	坂元町 531
6	〃	石造宝篋印塔	中野町 863
7	〃	日吉神社明神鳥居	和泉町 779-2
8	〃	酒見寺鐘楼	北条町北条 1319
9	〃	奥山寺多宝塔	国正町 15
10	工	酒見寺梵鐘	北条町北条 1319
11	〃	東光寺梵鐘	上万願寺町 392
12	考	一乗寺三重塔古瓦	坂本町 821-17
13	〃	石棺蓋石	玉野町字西谷 1127-3
14	〃	日吉神社境内出土御正躰群	池上町 71-2
15	〃	天神山瓦窯跡出土古瓦 (I)	繁昌町 638
16	〃	天神山瓦窯跡出土古瓦 (II)	繁昌町 529
17	〃	播磨法華山坂本磚仏	坂本町 826



18	〃	清慶寺板碑	中野町 863
19	〃	鎮岩板碑	北条町古坂 1-23
20	〃	江ノ上経塚出土遺物	北条町横尾 1000
21	史	後藤山古墳	倉谷町芋畔 122
22	〃	山の脇瓦窯跡	繁昌町大字川西字山の脇・山の辻
23	天	殿原のイチョウ (御葉付イチョウ)	殿原町 1033
24	無民	住吉神社龍王舞	北条町北条 1318
25	建	住吉神社	北条町北条 1318
26	史	北条の五百羅漢	北条町北条 1293
27	天	あびき湿原	網引町
小 計		27 件	

・市指定文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	小谷石造五輪塔	北条町小谷字殿垣内
2	〃	薬師堂石造五輪塔	玉野町 1091
3	〃	坂本石造五輪塔	坂本町 727
4	〃	一乗寺石造九重塔	坂本町 821-17
5	〃	普光寺石造宝篋印塔	河内町 1449
6	〃	常行院石造七重塔	山下西町 1394
7	〃	奥山寺仁王門	国正町 15
8	〃	酒見寺楼門	北条町北条 1319
9	〃	乎疑原神社石造鳥居	繁昌町 529
10	彫	乎疑原神社石造五尊像	繁昌町 529
11	〃	阿弥陀如来坐像 (周遍寺)	網引町 831-42
12	〃	阿弥陀如来坐像 (金剛院)	上万願寺町 411
13	〃	不動明王立像	西長町
14	〃	大日如来坐像	鎮岩町 520
15	〃	二天立像	〃
16	工	乎疑原神社梵鐘	繁昌町 529
17	書	吉野村歳之当条目	吉野町
18	考	大村石仏	大村町字堂山
19	〃	倉谷石仏	倉谷町 185
20	〃	吸谷廃寺礎石並びに出土古瓦	吸谷町 150
21	〃	小谷石仏	北条町小谷 285
22	〃	薬師堂板碑	玉野町 1091
23	〃	長圓寺板碑	福居町 328
24	〃	腰折地藏	市村町 149
25	〃	上宮木石仏	上宮木町 433-1
26	〃	玉野石仏	玉野町 1136

27	〃	春岡寺石仏	池上町 245
28	〃	大日寺石仏群	野上町 8
29	〃	亀山古墳副葬品埋納施設出土遺物	北条町古坂 1-23
30	〃	普光寺瓦質燈籠	河内町 1499
31	民	住吉神社鶏合せ	北条町北条 1318
32	〃	八幡神社綱引獅子舞	綱引町
33	〃	綱引能舞台	綱引町 842
34	〃	王子獅子舞	王子町
35	史	亀山古墳	笹倉町 822
36	〃	経塚古墳	中富町 1668-9
37	〃	野条廃寺跡	野条町 86-4
38	〃	吸谷瓦窯跡群	吸谷町 522・523
39	〃	皇塚古墳	上野町 70
40	天	モリアオガエル生息地	河内町普光寺周辺
41	〃	石部神社門杉	上野町 70
42	〃	ゆるぎ石	畑町字イザナギ山
43	〃	ヒメハルゼミ発生地	河内町普光寺周辺
44	名	長浜家古庭園	笹倉町 178
45	〃	三宅家古庭園	中野町 917
46	建	住吉神社 幣殿、栗島神社	北条町北条 1315
47	〃	酒見寺建造物群	北条町北条 1319
48	建	日吉神社建造物群	池上町
49	彫	阿弥陀如来立像	北条町小谷
小 計		49 件	

・国登録文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	稲岡家住宅主屋、離れ	三口町 813-2
2	〃	高井家住宅主屋、土蔵一、土蔵二	北条町横尾 127
3	〃	大信寺本堂	北条町北条 1256
4	〃	水田家住宅主屋、住宅書院、住宅内蔵、住宅北蔵	北条町北条 121 他
5	〃	北条鉄道 本屋及びプラットホーム (法華口駅、播磨下里駅、長駅) 便所 (法華口駅)	東笠原町 245-2
小 計		5 件	

・県登録文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	一乗寺開山堂	坂本町 821-17
2	建	青野原俘虜収容所将校用風呂棟	青野原町 192-2
小 計		2 件	
合 計		101 件	

表-11 (災害救助物資備蓄等状況)

震災編 P26 風水編 P11

市保管分

(令和3年3月)

品名	市役所	鶴野 備蓄倉庫	市役所 議会棟	善防 公民館	南部 公民館	北部 公民館	合計
緊急用飲料水ろ過装置	3基						3基
寝袋			8袋				8袋
毛布(フリース含)	1,210枚	1,000枚	160枚	160枚	160枚	160枚	2,850枚
緊急寝具セット			60袋	60袋	60袋	60袋	240袋
軍手	190組						190組
アルファ化米(アレルギー対応)	6,850食						6,850食
備蓄用パン(2個入)	960缶						960缶
ビスコ	600缶						600缶
かりめい(5年保存)	3,600個						3,600個
保存用飲料水(500ml)	3,336本						3,336本
非常用飲料水袋	800枚						800枚
折畳便器	9台						9台
災害時簡易トイレ(便袋)	1,380枚						1,380枚
災害用緊急トイレセット		22セット	4セット	2セット	2セット	2セット	32セット
マスク	110,000枚						110,000枚
消毒液	250,000ml						250,000ml
非接触型温度計	20本						20本
LED車両搭載投光器	2個						2個
LED懐中電灯	40個						40個
拡声器	4台						4台
発電機	4台						4台
カセットコンロボンベ	48個						46個
災害用ワンタッチテント	5個						5個
ブルーシート	200枚	150枚					350枚
段ボールベッド	40個						40個
段ボール間仕切り	45個						45個

消防署保管分

(令和3年12月)

品名	加西署	加西南出張所	加西北出張所	合計	
災害救助道具セット	3基	2基	2基	7基	
発電器 5KW	1台		1台	2台	
可搬動力ポンプ(D-1級)	1台	1台(要整備)	1台	3台	
ウォーターコンテナ	300個		90個	390個	
投光機 300W	10基	9基	9基	28基	
ハンドマイク	5基			5基	
災害用簡易トイレ	2基	1基	1基	4基	
ビッグテント	2基			2基	
ベッド	5台		7台	12台	
コードリール	50m	3基	2基	3基	8基
	30m	3基	6基	7基	16基
三脚	4基	3基	3基	10基	
ヘルメット	30個			30個	
懐中電灯	16個			16個	

品名		備蓄場所	加西署	加西南出張所	加西北出張所	合計
フアーマー			1本		5本	6本
毛布			270枚	20枚	15枚	305枚
杭	鉄		370本	215本	370本	955本
	木			7本	346本	353本
土のう袋			4,700袋	3,500袋	1,500袋	9,700袋
ビニールシート			220枚	6枚	190枚	416枚
トラロープ (100m)			20束	2束	2束	24束
PPロープ (100m)			4束		1束	5束
縄			5束	1束		6束
スコップ	角		7本	2本		9本
	剣先		84本	21本	17本	122本
じょれん			21本	16本	14本	51本
カケヤ			20本	8本	6本	34本
ツルハシ			15本	7本	5本	27本
ハンマー			8本	1本	1本	10本
一輪車			9台	3台	6台	18台
チェーンソー					1台	1台
備中			9本		1本	10本
み			7本	5本	3本	15本
防災シート			3巻	8巻	1巻	12巻
ウォーターゲル			240個			240個
ひしゃく			4本			4本
寝袋			4個			4個
簡易テント			2張			2張
リヤカー			1台			1台
非常用飲料水用袋			1,000枚			1,000枚
鎌			4本			4本
ナタ			10本			10本
非常用持出袋			400枚			400枚
カセットコンロ			20台			20台

※多量に使用する資材は、あらかじめ収集方法を講じる。

表一12 (防災行政無線整備状況)

震災編P28・P78

風水編P15・P51

局種	固定基地局設置場所	陸上移動局数		備考
		車載型	携帯型	
IP無線機	—	0	6	令和3年4月設置
計		0	6	

表一 1 3 (報告事項及び例示)

震災編 P76

風水編 P50

事 項	例 示
市町村災害対策本部の設置状況 (設置日時・配備体制等)	台風〇号の接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第 2 号配備体制(職員約〇〇名配置)
気象関係情報	梅雨前線豪雨により〇月〇日〇時から〇日〇時までの間に総雨量 100 ミリに達した。〇日〇時から〇時まで時間雨量 20 ミリに達し、なお現在豪雨が続けている。(なお、今後降り続く見込みである。)
主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所、所等)	〇〇川は〇〇地点において、〇〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。〇〇川は、〇〇地点において、〇時頃〇mにわたり、決壊し浸水家屋多数発生、現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中。
主要道路、橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は、〇時頃崖崩れのため、〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、〇時以降管内のバス交通はすべて中止。
電力通信関係情報 (停電途絶状況等)	〇時以降管内〇〇地区約 300 戸が停電中。 〇時以降市役所と〇〇地区間電話不通。
水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中。給水車〇台を派遣し緊急給水中。
ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	〇時以降〇〇地区約〇〇戸がガス供給停止
避難関係情報 (避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難先)	〇〇川が〇〇地区で決壊する恐れがあるので、〇時〇〇地区約 100 世帯に対し避難命令を発令した。現在約 100 世帯が〇〇小学校に避難中。
死傷者の発生状況 (人数、原因等、死傷者の氏名、性別年齢)	〇時頃〇〇において、崖崩れのため、男〇名が生き埋めになった。現在地元消防団員約 100 名が出動し救出に当たっている。
住家の被害の概要 (全壊・半壊・流失・半壊・床上浸水・床下浸水等の概況原因等)	〇〇川が〇〇地区において溢水し付近の住宅約 100 戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内河川が各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約 200 戸の浸水家屋が発生している模様。なお今後も増加する見込みである。(災害救助法適用基準に達するかもしれない)
非住家の被害状況 (学校・公民館等公共施設 その他主要な建物の被害状況)	〇時頃〇〇小学校の講堂が瞬間最大風速 60mの強風により倒壊した。
市災害対策本部のとった主な 応急対策実施状況	〇〇地区に避難命令を発令。 現在〇〇避難所に収容中の 300 名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川の決壊箇所に消防団員約 300 名を出動させ、応急復旧作業中。
県への要請事項 (市災害対策本部が応急対策 を実施するための必要資材の調 達斡旋に関する要請等)	〇〇川が決壊したので、水防用カマス 300 袋至急調達して送付してほしい。 〇〇部落が孤立しているので、乾パン〇〇個を空輸してほしい。感染症対策 用薬剤〇〇kg至急調達してほしい。
災害写真 (フィルム及び説明書添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路堤防の決壊、橋梁の流出、その他重要な公共 建物の倒壊等の被害状況写真。

表一 1 4 (非常通信の経路)

震災編 P78

風水編 P51

区 間	総 合 信 頼 度	市町役 場から の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県 庁 までの 距 離
加西市 ～ 神戸市	A	—	加西市役所	～	県 庁	—
	A	11.0	県加東土木事務所	～	県 庁	—
	A	1.5	北はりま消防組合加西消防署	～	県 庁	—
	A	1.5	加西警察署	～	警 察 本 部	0.1

表一 1 5 (特殊建築物の状況)

震災編 P93

区 分	建 物 名 称
大 型 店 舗	アステシアかさい、イオンモール加西北条 ヤマダ電機テックランド加西店
宿 泊 施 設	いこいの村はりま、ホテルルートイン加西 北条の宿
病 院	市立加西病院、米田病院、北条田仲病院
福 祉 施 設	特別養護老人ホーム加西の里 特別養護老人ホーム第二サルビア荘 特別養護老人ホーム春夏秋冬 特別養護老人ホームなごやか ケアハウス香楽園 加西白寿園、ナーシングピア加西 加西シニアコミュニティ、グループホームなごやか グループホーム銀の鈴・第2 銀の鈴 医療福祉センターきずな
そ の 他	市民会館、善防公民館、北部公民館、南部公民館、健康福祉会館

表一 16 (災害救助法に規定されている救助の内容)

震災編P113

風水編P63

救 助	救助の程度・方法及び期間
避難所の設置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所は、災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容するものとする。</li> <li>2 原則として、学校・公民館等既存の建物を利用すること。困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</li> <li>3 避難所の設置のために支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費とし、その額は1人1日当たり330円以内とする。</li> <li>4 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、3の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</li> <li>5 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に遭遇している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。</li> <li>6 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</li> </ol>
応急住宅の 供与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに建設して供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設型応急住宅 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、困難な場合は私有地を利用することが可能である。</li> <li>② 一戸当たりの規模は応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。</li> <li>③ 建設型応急住宅を同一敷地内または隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</li> <li>④ 福祉応急住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。</li> <li>⑤ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</li> <li>⑥ 建設型応急住宅を共用できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限(2年以内)までとする。</li> <li>⑦ 建設型応急住宅の供与修了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</li> </ol> </li> <li>(2) 借上型応急住宅 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 借上型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)②に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額とする。</li> <li>② 借上型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</li> <li>③ 借上型応急住宅を提供できる期間は(1)⑥と同様の機関とする。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

救 助	救助の程度・方法及び期間						
炊出しその他による食品の給与	1 炊出しその他による食品の給与は避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。 2 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料の経費として1人1日当たり1,160円以内とする。 3 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害の発生の日から7日以内とする。						
飲料水の供給	1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。（飲料水及び炊事のための水であること） 2 飲料水の供給を実施するために支出する費用は、水の購入費、給水又は浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。 3 飲料水の供給を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等であって一時的に居住することができない程度のものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難となった者に対して行うものとする。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するために支出する費用の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号の表に定める額の範囲内とする。 (1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯						
	世帯区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人世帯 以 上
	夏 季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	54,200 円に世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに7,900円を加算した額
	冬 季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	82,700 円に世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに11,400円を加算した額



救 助	救助の程度・方法及び期間													
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯													
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="416 253 572 456">世帯 区分 季別</td> <td data-bbox="572 253 699 456">1 人 世 帯</td> <td data-bbox="699 253 825 456">2 人 世 帯</td> <td data-bbox="825 253 951 456">3 人 世 帯</td> <td data-bbox="951 253 1077 456">4 人 世 帯</td> <td data-bbox="1077 253 1203 456">5 人 世 帯</td> <td data-bbox="1203 253 1417 456">6人世帯 以 上</td> </tr> </table>	世帯 区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人世帯 以 上						
	世帯 区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人世帯 以 上							
夏 季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	19,000 円に世帯人数が5人をこえて1人を増すごとに2,600円を加算した額								
冬 季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	27,600 円に世帯人数が5人をこえて1人を増すごとに3,600円を加算した額								
医 療	<p>4 前項各号の表において、「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までをいい、季別の決定は、災害の発生の日をもって行うものとする。</p> <p>5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。</p> <p>1 医療は、災害で医療の途を失った者に対して応急的な処置として行うものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむをえない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の施術所において行うものとする。</p> <p>3 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。  (1) 診療 (2) 薬剤、治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療、施術  (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護</p> <p>4 医療を実施するために支出する費用の額は、救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費とし、病院又は診療所において行う場合にあつては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>5 医療を実施する期間は、災害の発生の日から14日以内とする。</p>													
助 産	<p>1 助産は、災害の発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であつて、災害のために助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。  (1) 分べんの介助  (2) 分べん前及び分べん後の処置  (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 助産のために支出する費用の額は、救護班等による場合にあつては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金8割に相当する額の範囲内とする。</p> <p>4 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>													

救 助	救助の程度・方法及び期間
被災者の救出	<p>1 被災者の救出は、災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった者の救出のために支出する費用の範囲は、舟艇その他救出のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>3 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害の発生の日から3日以内とする。</p>
被災者の救出 被災住宅の応急修理	<p>1 被災住宅の応急修理は、災害のために、住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は住家が半壊して大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、次の(1)又は(2)に掲げる世帯の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額の範囲内とする。</p> <p>(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 1世帯当たり 595,000円</p> <p>(2) 住家が半焼または半壊に準ずる程度の損傷を受けた世帯 1世帯当たり 300,000円</p> <p>3 災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。</p> <p>4 災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から1か月以内に完成するものとする。</p>
生業に必要な 資金の貸与	<p>1 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>3 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。</p> <p>イ 生業費 30,000円/件    ロ 就職支度費 15,000円/件</p> <p>4 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。</p> <p>イ 貸与期間 2年以内    ロ 利子 無利子</p> <p>5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならないものとする。</p>
学用品の給与	<p>1 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、又は損傷して就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒及び学生をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 教科書    (2) 文房具    (3) 通学用品</p> <p>3 学用品の給与のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書費</p> <p>ア 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>イ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>(2) 文房具費及び通学用品費</p> <p>ア 小学校児童 4,500円以内/人    イ 中学校生徒 4,800円以内/人</p> <p>ウ 高等学校等生徒 5,200円以内/人</p> <p>4 学用品の給与は、災害の発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。</p>

救 助	救助の程度・方法及び期間
埋 葬	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理の程度において実施するものとする。（災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる）</li> <li>2 埋葬は、次に掲げる範囲内において行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 棺（付属品を含む。）棺材等の支給</li> <li>(2) 埋葬または火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）の支給</li> <li>(3) 骨つぼ及び骨箱の支給</li> </ol> </li> <li>3 埋葬のために支出する費用の額は、1体当たり大人にあつては215,000円以内、小人（12歳未満の者をいう。）にあつては172,000円以内とする。</li> <li>4 埋葬は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。</li> </ol>
死体の搜索	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</li> <li>2 死体の搜索のために支出する費用の範囲は、舟艇その他搜索のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。</li> <li>3 死体の搜索を行う期間は、災害の発生の日から10日以内とする。</li> <li>4 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者として推定している。</li> </ol>
死体の処理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死体の処理は、災害の際死亡した者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</li> <li>(2) 死体の一時保存</li> <li>(3) 検 案</li> </ol> </li> <li>2 検案は、原則として救護班によって行うものとする。</li> <li>3 死体の処理のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の範囲内とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり 3,500円以内</li> <li>(2) 死体の一時保存 既存建物を利用するときは、当該施設の借上費の通常の実費額、既存建物を利用できないときは、1体当たり 5,400円以内。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費を必要とするときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</li> <li>(3) 救護班によらない検案 当該地域の慣行料金額</li> </ol> </li> <li>4 死体の処理は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。</li> </ol>
障害物の除去	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる要件を備える者に対して行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することができないこと。</li> <li>(2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に住居できない状態にあること。</li> </ol> </li> <li>2 障害物の除去のために支出する費用の範囲は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、その額は、1世帯当たり 137,900円以内とする。</li> <li>3 障害物の除去は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。</li> </ol>

救 助	救助の程度・方法及び期間														
輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 救助のため、次に掲げる事項について輸送及び賃金職員等の雇用を行ったときは、その費用を支出するものとする。</p> <p>(1) 被災者の避難 (2) 飲料水の供給 (3) 救済用物資の整理配分 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 死体の捜索及び処理</p> <p>2 救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費の額は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>3 救助のための輸送費及び賃金職員雇上費を支出する期間は、第1項各号の救助を実施する期間とする。</p>														
救助事務	<p>1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の生産の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 時間外勤務手当 (2) 賃金職員等雇上費 (3) 旅費 (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料） (5) 使用料及び賃借料 (6) 通信運搬費 (7) 委託費</p> <p>2 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号(1)～(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により、額を合算し、各災害の額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の(1)～(7)の区分に定めた割合を乗じた額の合計額以内とする。</p> <table border="0" data-bbox="459 972 1142 1223"> <tr> <td>(1) 3千万円以下の部分の金額</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>(2) 3千万円を超え、6千万円以下の部分の金額</td> <td>9/100</td> </tr> <tr> <td>(3) 6千万円を超え、1億円以下の部分の金額</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>(4) 1億円を超え、2億円以下の部分の金額</td> <td>7/100</td> </tr> <tr> <td>(5) 2億円を超え、3億円以下の部分の金額</td> <td>6/100</td> </tr> <tr> <td>(6) 3億円を超え、5億円以下の部分の金額</td> <td>5/100</td> </tr> <tr> <td>(7) 5億円を超える部分の金額</td> <td>4/100</td> </tr> </table> <p>3 救助事務費以外の費用の額とは、災害救助法施行細則第2条から13条に規定する救助の実施のために支出した費用及び、第14条に規定する実費弁償のために支出した費用、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用(救助事務費除く)の合計額をいう。</p>	(1) 3千万円以下の部分の金額	10/100	(2) 3千万円を超え、6千万円以下の部分の金額	9/100	(3) 6千万円を超え、1億円以下の部分の金額	8/100	(4) 1億円を超え、2億円以下の部分の金額	7/100	(5) 2億円を超え、3億円以下の部分の金額	6/100	(6) 3億円を超え、5億円以下の部分の金額	5/100	(7) 5億円を超える部分の金額	4/100
(1) 3千万円以下の部分の金額	10/100														
(2) 3千万円を超え、6千万円以下の部分の金額	9/100														
(3) 6千万円を超え、1億円以下の部分の金額	8/100														
(4) 1億円を超え、2億円以下の部分の金額	7/100														
(5) 2億円を超え、3億円以下の部分の金額	6/100														
(6) 3億円を超え、5億円以下の部分の金額	5/100														
(7) 5億円を超える部分の金額	4/100														

救助業務従事者の区分	実費弁償の程度
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	1 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた知事の統括する常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めるものとする。
災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定するもの	1 その地域における通常の料金実績×1.03（手数料加算）以内とする。
期 間：救助の実施が認められている期間 時間外勤務手当及び旅費：県条例及び規定に基づく額	

備 考 知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、そのつど内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

表-17 (被害認定基準)

震災編P111

風水編P63

人的被害・住家被害(滅失、半壊等)の認定は、下表のとおりである。

被害区分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのある者とする。

被害区分		認 定 基 準
住家被害		住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊 (準半壊)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

(注)

- 1 住宅被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 構造耐力上主要な部分とは、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい）、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの）等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

# 被害状況調

加西市

令和 年 月 日 時 分現在

中間 (決定) 報告

	死者		
人的被害	行方不明		
	負傷	重傷	
		軽傷	
		小計	
	計		
住宅の被害	棟数	全壊・全焼及び流失	
		大規模半壊	
		中規模半壊	
		半壊及び半焼	
		一部損壊 (準半壊)	
		床上浸水	
		床下浸水	
	世帯数及び人員	全壊・全焼及び流失	世帯
人員			
大規模半壊		世帯	
		人員	
中規模半壊		世帯	
		人員	
半壊及び半焼		世帯	
		人員	
一部損壊 (準半壊)		世帯	
		人員	
床上浸水		世帯	
		人員	
床下浸水		世帯	
		人員	
災害発生日			

## 世帯構成員別被害状況

加西市

令和 年 月 日 時 分現在

中間(決定)報告

世帯構成員別 被害者	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人以上世帯	計	小 学 生	中 学 生
全 壊 (焼)													
流 失													
大規模半壊 (焼)													
中規模半壊 (焼)													
半 壊 (焼)													
床 上 浸 水													



表一 20 (避難所の名称、収容可能人員)

震災編 P108

風水編 P71

所在地	名称	収容人員(名)	指定緊急避難場所				指定 避難所	電話
			洪水	土砂 災害	地震	内水 氾濫		
北条町北条 1274	北条小学校	1,050 (320)	○	○	○	○	○	42-0062
北条町西高室 595-2	北条東小学校	750 (280)	○	○	○	○	○	42-5052
窪田町 22	富田小学校	600 (240)	○	○	○	○	○	42-0262
福住町 840	賀茂小学校	700 (290)	○	○	○	○	○	46-0010
西笠原町 172-1	下里小学校	360	○	○	○	○	○	48-2009
中野町 5	九会小学校	700 (290)	○	○	○	○	○	49-0009
別府町甲 2664-2	富合小学校	650 (250)	○	○	○	○	○	47-0006
田谷町 784	宇仁小学校	500 (220)	○	○	○	○	○	45-0017
和泉町 56	日吉小学校	550 (230)	○	○	○	○	○	45-0019
上道山町 47-1	西在田小学校	600 (230)	○	○	○	○	○	44-0049
殿原町 54	泉小学校	650 (260)	○	○	○	○	○	44-0029
北条町北条 618	北条中学校	1,050 (460)	○	○	○	○	○	42-6300
両月町 484-2	善防中学校	1,050 (470)	○	○	○	○	○	48-2188
上宮木町 524	加西中学校	900 (550)	○	○	○	○	○	49-0200
満久町 685-11	泉中学校	1,100 (420)	○	○	○	○	○	45-0151
西笠原町 172-50	加西特別支援学校	300 (260)	—	—	—	—	△	48-2304
笹倉町 823-1	いこいの村はりま	130	—	—	—	—	○	44-1750
油谷町 639-3	アオノスポーツホテル	100	—	—	—	—	○	45-1845
北条町栗田 7-7	ホテルルートイン 加西北条の宿	221	—	—	—	—	○	050-5576- 8100
鴨谷町 159-40	オークタウン加西	180	—	—	—	—	○	44-2595
北条町北条 1320-1	すぱーく加西	270	—	—	—	—	○	42-6302
玉野町 1124	勤労者体育センター	300	—	—	—	—	○	47-1420
北条町古坂 1072-14	健康福祉会館	740	—	—	—	—	○	42-6700
北条町東高室 993-1	防災センター	150	—	—	—	—	○	42-0119
北条町古坂 1-1	市民会館	500	—	—	—	—	○	43-0160
満久町 233-10	北部公民館	200	○	△	○	○	△	45-0103
上宮木町 524-2	南部公民館	200	○	○	○	○	○	49-0041
戸田井町 388-10	善防公民館	200	○	△	○	○	△	48-2643
段下町 847-5	北条高等学校	480	○	○	○	○	○	48-2311
北条町東高室 1236-1	播磨農業高等学校	460	○	○	○	○	○	42-1050
常吉町 1256-4	農業大学校	230	—	—	—	—	○	47-1551
北条町北条 28-1	アステシアかさい	412	—	—	—	—	○	42-6900

- 【備考】
1. 本表のほか各町公会堂等の協力を得ることとする。
  2. 区長は、公会堂等を避難所として開設した場合は、速やかに報告するものとする。
  3. 収容人員（ ）内の数値は体育館のみを開放した場合の収容数である。
  4. 「△」は土砂災害警戒区域内であるが、非木造2階建て以上のため注意が必要な施設とする。

福祉避難所

所在地	名称	収容人員(名)	電話
北条町古坂 1072-14	加西市健康福祉会館	10	42-6700
北条町東高室 1231-1	介護老人保健施設加西白寿苑	10	43-9800
尾崎町 10-1	介護療養型医療施設米田病院	10	48-3591
段下町 848-14	特別養護老人ホーム加西の里	10	48-2552
	加西の里デイサービスセンター	10	
	加西の里高齢者支援ハウスひだまりの家	10	
	加西の里グループホームたんぽぽの家	10	
中西町 616-1	介護老人保健施設加西シニアコミュニティ	10	48-8190
野条町 86-93	障害者支援施設希望の郷	10	48-2521
坂本町 1027-5	特別養護老人ホーム春夏秋冬	10	48-8888
国正町 1931-2	特別養護老人ホーム第二サルビア荘	10	45-1801
	第二サルビア荘デイサービスセンター	10	
国正町 1402-1	障害者支援施設ナーシングピア加西	10	45-0688
若井町 1001-1	小規模多機能型居宅介護事業所どっこいしょ	10	44-8010
若井町 83-31	医療福祉センターきずな	10	44-2881

表一 2 1 (市内米穀小売販売業者、米穀在庫場所及び乳児用ミルク小売業者)

震災編P114

風水編P77

## 米穀販売業者

所在地	小売業者	電話
琵琶甲町 250-8	JA 全農兵庫加西連合農業倉庫	48-3862
玉野町 1156-1	グリーンかさい	47-1286
豊倉町 1261-81	かさい愛菜館	47-8700
北条町栗田 12-2	JA 兵庫みらい北条・富田支店	42-2733
西笠原町 178-40	JA 兵庫みらい善防支店	48-2211
中野町 938-2	JA 兵庫みらい加西支店	49-1011
和泉町 1142-5	JA 兵庫みらい多加野支店	45-0018
殿原町 123-4	JA 兵庫みらい在田支店	44-0301
北条町北条 28-1	コープこうべ加西店	43-2251
北条町北条 308-1	イオンモール加西北条	45-3700
北条町北条 882	(有)山本米店	42-0346
北条町古坂 6 丁目 123	マックスバリュ古坂店	42-4970
北条町古坂 6 丁目 61	さとうフレッシュバザール加西店	42-0310
北条町東南 139-1	業務スーパー加西北条店	43-8818
北条町黒駒 17	菅原米穀有限会社	42-2099
尾崎町 434-1	岩本農機 (株)	48-2326
中野町 1491-1	マックスバリュ加西中野店	49-8977
殿原町 242-3	プチマルシェ加西店	44-0950

## 乳児用ミルク小売業者

所在地	名称	電話
北条町北条 77-1	アルカドラッグ加西店	43-7077
北条町北条 308-1	イオンモール加西北条	45-3700
北条町横尾 825	キリン堂加西横尾店	43-7071
北条町横尾 870-1	ファミリードラッグとまと	42-0515
北条町古坂 7-33	ディスカウントドラッグ コスモス古坂店	43-7631
北条町古坂 7-168	ウエルシア薬局加西北条店	43-7227
北条町東南 186 - 1	ディスカウントドラッグ コスモス加西北条店	42-5838
中野町 1-2	キリン堂加西中野店	49-8010

表一 2 2 (炊き出し実施場所) 震災編P115 風水編P78

場 所	炊出し出役人員	能 力
北部給食センター	40	9,000 食分
南部給食センター	30	6,000 食分

※その他各町公会堂に協力を求める。

表一 2 3 (応急給水用機器) 震災編P118 風水編P81

種 別	形 状	数 量	保 管 場 所
貨物自動車	—	2 台	生活環境部
給水タンク	1.0 t	1 台	山下町倉庫
	2.0 t	1 台	〃
ポリタンク	20 ㍓	150	寺山配水池
〃	5 ㍓	398	消防署
ウォーターバック	6 ㍓	1500	明神山配水池

表-24 (被災者等生活必需物資・応急復旧用物資)

震災編P120

風水編P82

物資名	調達・斡旋依頼先	所在地	電話番号
発電機	三菱電機(株) ・三菱電機(株)神戸製作所	東京都千代田区丸の内2-7-3 神戸市兵庫区和田崎町1-1-2	03-3218-2111 078-682-6003
投光器	パナソニック(株)	大阪府門真市大字門真1006	06-6908-1121
救助用毛布	日本毛布工業組合連合会	大阪府泉大津市旭町22-65	0725-33-4185
軍手	加西商工会議所 日本作業手袋工業組合連合会	加西市北条町北条28-1 愛知県岡崎市美合町五本松68-1	0790-42-0416 0564-54-5532
ゴム長靴	兵庫県ゴム工業協同組合 日本ゴム工業会	神戸市中央区栄町通4-1-10 東京都港区元赤坂1-5-26	078-321-6391 03-3408-7101
ガソリン、灯油	兵庫県石油協同組合 全国石油業協同組合連合会	神戸市中央区海岸通2-2-3-501 東京都千代田区永田町2-17-14	078-321-5611 03-3593-5811
レンタカー	(一社)兵庫県レンタカー協会 (一社)全国レンタカー協会	神戸市東灘区魚崎浜町33 東京都港区芝大門1-1-30	078-453-6656 03-5472-7328
作業服、雨具等	日本織物中央卸商業組合連合会	東京都中央区日本橋堀留町1-9-6	03-3663-2101
防水、防災シート	日本フラットヤーン工業組合 日本ポリエチレン製品工業連合会	東京都中央区日本橋小舟町15-17	03-3661-3834
テント	TSP太陽(株)	大阪市淀川区木川東4-8-33	06-6306-3150
白菊	兵庫県生花商業協同組合 (一社)日本生花商協会	神戸市東灘区深江浜町1-1 横浜市金沢区鳥浜町1番地1	078-452-6266 045-779-2081
線香	兵庫県線香協同組合	淡路市群家621	0799-85-1212
釘、針金類	兵庫県鉄工建設業協同組合 全国建設業協同組合連合会	神戸市中央区磯上通8-1-30 東京都中央区八丁堀2-5-1	078-232-1370 03-3553-0984
鋼材	(一社)鉄鋼連盟	東京都中央区日本橋茅場町3-2-10	03-3669-4811
セメント	(一社)セメント協会	東京都中央区日本橋本町1-9-4	03-5200-5051
ガラス	兵庫県板硝子商工業協同組合 全国板硝子卸商業組合連合会	神戸市兵庫区切戸町2-8 東京都港区芝浦3-6-7	078-681-2166 03-3451-2140
畳	兵庫県畳商工業組合連合会 全日本畳事業協同組合	神戸市中央区相生町1-1-17 東京都台東区上野3-4-6	078-361-2356 03-3836-3989
石油ストーブ	兵庫県電機商業組合 (一社)日本ガス石油機器工業会	神戸市灘区徳井町1-2-34 東京都千代田区内神田1-5-12	078-821-4951 03-6811-7370
マット	全日本ベッド工業会	東京都台東区上野3-20-8	03-3832-7833
床敷きシート (断熱用)	日本フラットヤーン工業組合	東京都中央区日本橋小舟町15-17	03-3661-3834
土嚢用麻袋	小泉製麻(株)	神戸市灘区新在家南町1-2-1	078-841-4141
のこぎり、金槌 ペンチ、スコップ	三木商工会議所 全国作業工具工業組合	三木市本町2-1-18 大阪市中央区南船場1-17-13	0794-82-3190 06-6268-5110
生コンクリート	大阪兵庫生コンクリート工業組合 全国生コンクリート工業組合連合会	大阪市北区梅田1-1-3 東京都中央区八丁堀2-26-9	06-6344-5231 03-3553-7231
コンクリートブロック	(公社)全国土木コンクリート ブロック協会	東京都文京区本郷3-17-13	03-5689-0491
アスファルト合材	兵庫県アスファルト合材協会 (一社)日本アスファルト合材協会	神戸市中央区多聞通4-4-13 東京都中央区八丁堀2-5-1	078-351-0146 03-3553-3746
骨材(碎石)	兵庫県碎石事業協同組合 (一社)日本碎石協会	神戸市中央区北長狭通4-9-26 東京都品川区五反田2-12-19	078-334-0280 03-5435-8830

物資名	調達・斡旋依頼先	所在地	電話番号
骨材 (砂利)	兵庫県砕石事業協同組合 (一社) 日本砂利協会	神戸市中央区北長狭通 4-9-26 東京都千代田区神田駿河台 3-1	078-334-0280 03-5283-3451
木材	兵庫県木材業協同組合連合会 (一社) 全国木材組合連合会	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 東京都千代田区永田町 2-4-3	078-371-0607 03-3580-3215
乾電池	(一社) 電池工業会	東京都港区芝公園 3-5-8	03-3434-0261
マッチ、ライター	(一社) 日本燐寸工業会	神戸市中央区北長狭通 5-5-12	078-341-4841
卓上コンロ	兵庫県 LP ガス協会	神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 5 階	078-361-8064
カセットボンベ	(一社) 日本ガス石油機器工業会	東京都千代田区内神田 1-5-12 北大手町スクエア 3 階	03-3252-6101
鍋、包丁、缶切り、やかん、しゃもじ	三木商工会議所	三木市本町 2-1-18	0794-82-3190
ポリタケ、バケツ、洗面器	(一社) 西日本プラスチック製品工業協会	大阪市西区新町 1-3-12 四ツ橋セントラルビル	06-6538-6100
石鹼、洗剤	日本石鹼洗剤工業会	東京都中央区日本橋 3-13-11	03-3271-4301
歯磨粉、歯ブラシ	兵庫県医薬品卸業協会 日本歯磨工業会	神戸市中央区山本通 2-14-1 東京都中央区日本橋小伝馬町 2-4	078-230-5302 03-3249-2511
ウェットティッシュ トイレットペーパー	全国家庭用薄葉紙工業組合連合会 (一社) 静岡県紙業協会	東京都中央区銀座 3-9-11 静岡県富士市大淵 2590-1	03-3249-4861 0545-35-5061
生理用品、大人用おむつ 紙おむつ、哺乳瓶等	兵庫県医薬品卸業協会	神戸市中央区山本通 2-14-1	078-230-5302
ポリ袋	日本ポリエチレン製品工業連合会	東京都中央区日本橋小舟町 15-17	03-3661-3834
懐中電灯	兵庫県電機商業組合 (一社) 電池工業会	神戸市灘区徳井町 1-2-34 東京都港区芝公園 3-5-8	078-821-4951 03-3434-0261
携帯ラジオ、扇風機 洗濯機、延長コード	兵庫県電機商業組合 (一財) 家電製品協会	神戸市灘区徳井町 1-2-34 東京都千代田区霞が関 3-7-1	078-821-4951 03-6741-5600
携帯カイロ	兵庫県医薬品卸業協会 (一社) 日本医薬品卸業連合会	神戸市中央区山本通 2-14-1 東京都中央区八重洲 1-7-20	078-230-5302 03-3275-1573
ガムテープ	積水化学工業株式会社 (一社) 全日本文具協会	大阪市北区西天満 2-4-4 東京都台東区浅草橋 1-3-14	06-6365-4122 03-5687-0961
洗濯用ロープ、洗濯バサミ	兵庫県医薬品卸業協会	神戸市中央区山本通 2-14-1	078-230-5302
紙皿、紙コップ	兵庫県紙器段ボール箱工業組合	神戸市兵庫区 新開地 5-1-7-701	078-341-2995
割 箸	有限会社箸市商店	東京都台東区清川 1-33-2	03-3876-1291
毛 布	日本毛布工業組合	大阪府泉大津市旭町 22-65	0725-33-4185
敷き・掛け布団	全国綿寝具工業組合連合会	愛知県名古屋市中区正木 1-13-14 愛知県製綿センタービル内	052-322-1785
シャツ、上衣、防寒具等	兵庫県縫製品工業組合 日本輸出縫製品工業組合 日本織物中央卸商業組合連合会	神戸市中央区元町通 5-8-21 大阪市福島区福島 1-3-9 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6	078-341-6284 06-6453-9221 03-3663-2101
乳児服	日本織物中央卸商業組合連合会	東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6	03-3663-2101
下 着	(一社) 日本ボディファッション協会	東京都中央区日本橋富沢町 7-13 エニジ 日本橋富沢町洋和ビル 7 階	03-5623-5983
タ オ ル バスタオル	日本タオル工業組合連合会	東京都中央区日本橋人形町 3-4-5	03-3663-1087
靴 下	兵庫県靴下工業組合 日本靴下工業組合連合会	高砂市神爪 1-13-20 東京都中央区東日本橋 2-27-4	079-432-3665 03-3851-4848

表一 25 (主な建設業者の名簿) 震災編P123 風水編P84

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
加西地区建設業協会	加西市段下町 60-13	48-2063	

表一 26 (救護所設置予定箇所) 震災編P124 風水編P73

名 称	所 在	収容可能 人 員	電気	水道	ガス
北条中学校体育館	加西市北条町北条 618	460	○	○	
善防中学校体育館	加西市両月町 484-2	470	○	○	
加西中学校体育館	加西市上宮木町 524	550	○	○	
泉中学校体育館	加西市満久町 685-11	420	○	○	
加西市防災センター	加西市北条町東高室 993-1	150	○	○	○
健康福祉会館	加西市北条町古坂 1072-14	740	○	○	○

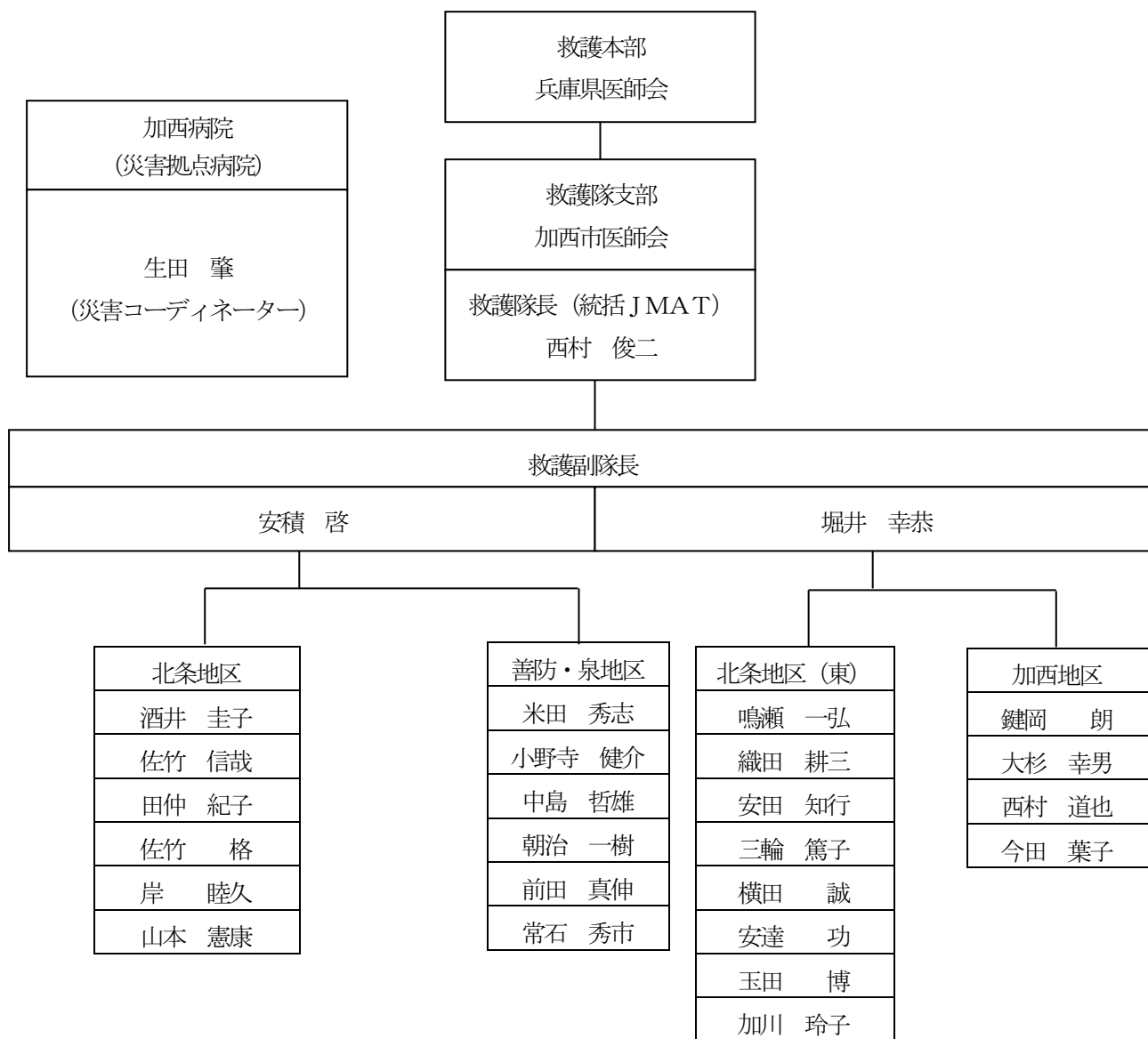
表一 27 (医療収容施設) 震災編P125 風水編P75

病 院 名	住 所	病 床 数						電 話 (FAX)
		精神	結核	一般	感染	透析	計	
市立加西病院	加西市北条町横尾 1 丁目 13			199	6		205	42-2200 (42-3460)
米田病院	〃 尾崎町 10-1			120			120	48-3591 (48-3965)
北条田仲病院	〃 北条町北条 391-3			48		65	113	42-4950 (42-4587)

表一 28 (加西市医師会救護隊編成表)

震災編P125

(令和3年6月)





表一 29 (医療機関)

震災編 P125

(令和3年6月)

医療機関名	所在地	診療科名	電話
あさじ医院	加西市若井町 2841-4	内	44-0225
あだち眼科	加西市北条町古坂 7 丁目 23	眼	43-7007
安積医院	加西市西剣坂町 9-1	内・循	46-0361
たまた泌尿器科 クリニック	加西市北条町古坂 7 丁目 117	泌尿器	42-5900
いまだ眼科	加西市北条町北条 28-1 アスティアかさい 2 階	眼	43-3933
大杉内科医院	加西市別府町乙 11-2	循・内・呼吸器・ リハビリ	47-0023
小野寺医院	加西市王子町 77-3	循・内・消内・皮	48-3737
おりた外科胃腸科	加西市北条町古坂 6 丁目 17	外・胃・内・肛・ 整形・リハビリ	42-6000
みのりクリニック	加西市下宮木町 547-1	内・呼吸器・外・ リハビリ・放射線	49-8470
きし医院	加西市北条町横尾 1091	精神・神経・心療内科	43-8811
佐竹医院	加西市北条町北条 16	内・消内	42-4057
さたけ小児科	加西市北条町横尾 857	小児	43-1717
坂部整形外科	加西市北条町西高室 533-1	整形・リウマチ・リハビリ	43-1444
さかいこどもクリニック	加西市北条町北条 28-1 アスティアかさい 2 階	小児・アレルギー	43-0415
北条田仲病院	加西市北条町北条 391-3	内・整形・泌尿器	42-4950
安田内科・循環器内科 クリニック	加西市北条町古坂 671	内・循	43-7931
まえた内科神経内科 クリニック	加西市野上町 274	神内・内・リハビリ	45-2050
医療福祉センターきずな	加西市若井町 83-31	内・神内・小児・リハビリ	44-2881
なるせ皮膚科	加西市北条町古坂 7 丁目 12	皮・アレルギー	42-6767
西村医院	加西市中野町 48-1	内・小児・外	49-0001
西村耳鼻咽喉科	加西市北条町北条 28-1 アスティアかさい 2 階	耳	42-6020
堀井内科医院	加西市綱引町 518	内・リハビリ	49-0150
横田内科医院	加西市北条町東南 116-1	内	42-5715
米田病院	加西市尾崎町 10-1	内	48-3591
かがわクリニック	加西市北条町西高室 595-11	脳神経外・内	43-8887
なかじま整形外科	加西市段下町 847-30	整形・リハビリ・リウマチ	48-2800
やまもと内科クリニック	加西市北条町横尾 1240	内	43-7775
市立加西病院	加西市北条町横尾 1 丁目 13	総合	42-2200

表一 30 (医薬品販売業者名簿)

震災編 P126

(令和3年3月)

名 称	住 所	電 話	備 考
かもめ薬局北条店	加西市北条町北条 11-5	43-3210	
ティエス調剤薬局加西店	加西市北条町北条 28-1	42-3344	アステシアかさい2階
アルカドラッグ加西店	加西市北条町北条 77-1	43-7077	
イオン薬局加西北条店	加西市北条町北条 308-1	42-1530	
北条薬局	加西市北条町北条 390-1	43-0605	
キリン堂加西横尾店	加西市北条町横尾 825	43-7071	
ミクチ調剤薬局北条店	加西市北条町横尾 861	42-9300	
ファミリードラッグとまと薬局	加西市北条町横尾 870-1	42-0515	
ミクチ調剤薬局横尾店	加西市北条町横尾 1101	43-3001	
あさひ調剤薬局古坂店	加西市北条町古坂 888-1	43-2700	
ミクチ調剤薬局古坂店	加西市北条町町古坂 1253-1	42-5622	
かもめ薬局加西病院店	加西市北条町横尾 1 丁目 11	43-8880	
クオール薬局加西店	加西市北条町横尾 1 丁目 13-5	43-7389	
(有)トップ調剤薬局	加西市北条町古坂 6 丁目 14	42-5935	
キリン堂加西古坂店	加西市北条町古坂 6 丁目 174	43-1261	
セブン薬局	加西市北条町古坂 7 丁目 22	42-7770	
ディスカウントドラッグコスモス古坂店	加西市北条町古坂 7 丁目 33	43-7631	
あすなろ薬局	加西市北条町古坂 7 丁目 118	43-3876	
ウエルシア加西北条店	加西市北条町古坂 7 丁目 168	43-7227	
さんさん薬局	加西市北条町東南 101-20	20-7505	
あさひ薬局剣坂店	加西市西剣坂町 9-3	46-1855	
ミクチ薬局王子店	加西市王子町 79-1	48-4511	
あさひ薬局段下店	加西市段下町 847-68	48-4688	
繁田薬局中野店	加西市中野町 53-2	49-2280	
ヒロタ薬局加西店	加西市下宮木町 550-1	49-3304	
加西・神野調剤薬局	加西市別府町丙 2-1	47-0741	
ミクチ薬局野上店	加西市野上町 272-7	45-1699	
在田薬局	加西市殿原町 664-5	44-0041	
ディスカウントドラッグコスモス 加西北条店	加西市北条町東南 186-1	42-5838	
わかび薬局北条店	加西市北条町横尾 1240	42-8088	

表一 3 1 (死体収容所の所在、名称、収容能力) 震災編 P133 風水編 P87

所在地	名称	収容能力	電話
上宮木町 524-2	農村環境改善センター	160	49-1214
鴨谷町 159-40	オークタウン加西	160	44-2595

表一 3 2 (災害弔慰金の支給並びに災害援護資金及び生業資金等貸付等の概要) 震災編 P134 風水編 P98

○市が行うもの

種類	支給対象となる災害の規模	支給対象者及び支給・貸付限度額	
災害弔慰金	① 死亡者が発生した市町(兵庫県の区域外の市町村を含む)で住家の滅失数が5世帯以上発生した災害 ② 死亡した場所の市町を含む兵庫県の区域内で災害救助法により救助が行われた市町がある災害 ③ 前②と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で内閣総理大臣が別に定める災害	市の住民の内当該災害により死亡(災害後3ヶ月間生死不明の場合を含む。)した者の遺族	
		区 分	死亡者1人当たりの支給限度額
		死亡者が死亡当時において、その死亡に関し、災害弔慰金を受けることが出来ることとなる者の生計を主として維持していた場合	500 万円
		その他の場合	250 万円
災害障害見舞金	同上	負傷し、または疾病にかかり治ったとき(その症状が固定した時を含む。)に精神または身体に障害がある住民	
		区 分	死亡者1人当たりの支給限度額
		被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることが出来ることとなったときに生計を主として維持していた場合	250 万円
		その他の場合	125 万円

種類	支給対象となる災害の規模	支給対象者及び支給・貸付限度額
災害見舞金	市内において発生した暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害及び火災	①住宅の全壊・全焼・流出 50,000 円/ 世帯 ②住宅の半壊・半焼 30,000 円/ 世帯 ③床上浸水・土砂等の堆積 20,000 円/ 世帯 ※ 被害者の責めに帰すべき理由により被害を受けた場合は支給しない
災害支援金	同 上	①住宅が全壊した場合 500,000 円/ 世帯 ②住宅が大規模半壊、半壊した場合 250,000 円/ 世帯 ③住宅が準半壊した場合 150,000 円/ 世帯 ④住宅が床上浸水した場合 50,000 円/ 世帯 ※ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入している場合に限り、同制度の共済給付金に加えて支給する
死亡弔慰金	同 上	①死亡 30,000 円 ※ 死者が市内に住所を有する場合のみ遺族に支給する ※ 被害者の責めに帰すべき理由により被害を受けた場合は支給しない ※ 災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により災害弔慰金を支給する場合は支給しない

種類	支給対象となる災害の規模	支給対象者及び支給・貸付限度額			
災害 援 護 資 金	県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある 自然災害	市の住民の内県内で次の被害を受けた世帯の世帯主			
		被害の種類 及び程度	1世帯当たりの貸付限度額		
			世帯主の負傷 がある場合	世帯主の負 傷がない場 合	
		家財の1/3以上の損 害及び住居の損害 がない場合	150万円		
		家財の1/3以上の損 害があり、かつ住 居の損害がない場 合	250万円	150万円	
		住居が半壊した 場合	270万円	170万円	
		上記の場合で住 居の残存部分を 取り壊さざるを 得ない場合等特 別の事情がある 場合	350万円	250万円	
		住居が全壊した 場合	350万円	250万円	
		上記の場合で住 居の残存部分を 取り壊さざるを 得ない場合等特 別の事情がある 場合	350万円	350万円	
		住居の全体が滅 失した場合	350万円	350万円	
		○償還期間	10年（据置期間3年又は5年）		
		○利子	年3%（据置期間は無利子）		
		○方式	元利均等方式 年賦償還又は半年賦		

○県が行うもの

種類	災害発生場所	災害の規模		支給額
災害援護金	県の区域内	自然災害	① 1の市町の区域内の被害数が5以上あるとき (被害数は、住家の全壊・全焼を1、半壊半焼を1/2、床上浸水は1/3で計算する。) ② 知事が特に必要があると認めたとき	①住宅の全壊・全焼・流出 200,000 円/ 世帯 ②住宅の半壊・半焼 100,000 円/ 世帯 ③老人世帯等に係る 住宅の床上浸水、一部損壊(10%以上) 50,000 円/ 世帯 ④重症の被災者 30,000 円/ 世帯
		その他	① 災害救助法による救助が実施されたとき ② 知事が特に必要があると認めたとき	①住家の全壊・全焼 50,000 円/ 世帯 ②住家の半壊・半焼 30,000 円/ 世帯
死亡見舞金	県の区域内	自然災害	① 自然災害により死者が生じたとき ② 知事が特に必要があると認めたとき	①死亡した県民等 1人につき 200,000 円 ②死亡した県民等以外 1人につき 60,000 円
		その他	① 災害救助法による救助が実施されたとき ② 知事が特に必要があると認めたとき	①死亡した県民等 1人につき 100,000 円 ②死亡した県民等以外 1人につき 60,000 円
	県の区域外		① 自然災害並びに災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者(県民に限る。)が生じたとき ② 知事が特に必要があると認めたとき	・自然災害 県民である死者 1人につき 200,000 円 ・その他災害 県民である死者 1人につき 100,000 円

(注1) 「県民等」とは次の者をいう。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内の学校に在学する者
- (4) その他これらに類する者

災害により被害を受け生活困窮等になり、自立更正のために資金を必要とする低所得世帯を対象とする。

資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 280 万円以内	6 カ月以内	7 年以内
	障害者世帯 460 万円以内		9 年以内
住宅の増改築、補修など	250 万円以内	6 カ月以内	7 年以内
負傷又は疾病の療養	(1 年以内) 170 万円以内	6 カ月以上	5 年以内
	(1 年から 1 年半) 230 万円以内		
災害で臨時に必要となる経費	150 万円以内	1 年以内	7 年以内
住居の移転など	50 万円以内	6 カ月以内	3 年以内
緊急小口資金	10 万円以内	2 カ月以内	1 年以内

表一 3 3 (被災者生活再建支援制度の概要) 震災編 P135 風水編 P99

1 支給対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給限度額（複数世帯の場合）

住宅の再建の態様に応じて定額渡し切り方式で支給（使途制限なし）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	計
全壊（又は全部解体）、長期避難世帯	建設・購入	100 万円	200 万円	300 万円
	補 修		100 万円	200 万円
	賃 借		50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	建設・購入	50 万円	200 万円	250 万円
	補 修		100 万円	150 万円
	賃 借		50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100 万円	100 万円
	補 修		50 万円	50 万円
	賃 借		25 万円	25 万円

(注) 1 単身世帯は上記限度額の 3/4

2 年齢、年収制限はなし

3 申請期間 自然災害発生から基礎支援金は 1 3 月間、加算支援金は 3 7 月間

表一 3 4 (兵庫県住宅再建共済制度の概要)

震災編 P138

風水編 P102

区分	住宅再建共済	準半壊特約 (注)	家財再建共済
運用開始	平成 17 年 9 月	平成 26 年 8 月	平成 22 年 8 月
加入対象者	県内に存する住宅の所有者	住宅再建共済加入者	県内に存する住宅所有者
対象災害	台風、地震、落雷等のすべての自然災害		
共済負担金	年額 5,000 円/戸	年額 500 円/戸	年額 1,500 円
共済給付金	半壊以上の被害を受けた住宅 1 戸当たり定額給付	準半壊の被害を受けた住 宅 1 戸当たり定額給付	被災住宅家財の補修・購入 に給付
再建等給付金	全壊・大規模半壊・中規模半 壊又は半壊で建替・再建	準半壊で建替・再建	全壊 50 万円 大規模半壊 35 万円 中規模半壊又は半壊 25 万円 床上浸水 15 万円
	600 万円 (注)	25 万円 (注)	
補修給付金	全壊 200 万円 大規模半壊 100 万円 中規模半壊又は半壊 50 万円	25 万円	
居住確保給付金	半壊以上で補修をせず賃貸住宅に入居等		
	10 万円	10 万円	

(注) 1 県外で再建・購入の場合は、1/2 の給付。

2 賃貸住宅等は、県内での再建等のみに給付し、居住確保給付金の対象外。

3 令和 2 年 10 月、県条例の一部改正に伴い、一部損壊特約を準半壊特約に名称変更。

表一 3 5 (感染症対策・保健衛生備蓄資材)

震災編 P140

資材名	容量	数量	備考
消毒剤 (塩化ベンザルコニウム)	200 ml	5	10ml を 1L にする (100 倍に薄める)
消石灰	20 kg	11	

表一 3 6 (感染症対策・保健衛生調達資材)

震災編 P140

資材名	調達先
消石灰	J A 兵庫みらい
消毒剤	薬剤師会
殺虫剤 (DDVP)	〃



表一 37 (し尿収集・浄化槽清掃・一般廃棄物収集許可登録業者)

震災編 P143

風水編 P98

## し尿収集・浄化槽清掃許可業者

(令和3年4月)

名 称	所 在 地	電 話 (FAX)
(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒6-3	42-4131 (42-4420)
小野衛生(有)	加西市北町269-5	44-2731 (44-2732)
(株)S I C	加古川市加古川町備後296	079-422-0358 (422-0771)
新北播企業(株)	西脇市郷瀬町398-1	0795-22-5731 (22-0402)
西播環境整備(株)	姫路市広畑区蒲田1-1516-7	079-237-0331 (237-3899)
(株)アクア・トゥエンティワン	姫路市刀出809	079-267-5521 (267-5530)
(株)大洋	姫路市山吹2-11-12	079-297-5411 (293-1182)
(株)文化設備	姫路市城東町104-3	079-284-4592 (284-4593)
はりま興業(株)	姫路市別所町佐土2-60-3	079-253-0133 (253-0135)
(株)アキタ	加西市下宮木町578-1	49-0399 (49-1465)
(株)クリエイト	加西市下宮木町577	49-0908 (49-1974)
(株)かんぜおん	西脇市鹿野町1050-2	0795-23-3599 (22-0504)

## 一般廃棄物収集運搬許可業者

名 称	所 在 地	電 話 (FAX)
(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒9-1	42-4131 (42-4420)
小野衛生(有)	加西市北町269-5	44-2731 (44-2732)
(株)アキタ	加西市下宮木町578-1	49-0399 (49-1465)
(株)黒田建設	加西市鶉野町2195	49-1778 (49-1836)
(株)タイヨー環境サービス	姫路市豊富町豊富3403-1	079-265-3200 (265-3211)
北山産業(株)	神崎郡福崎町南田原3206-1	23-1310 (23-1311)
(有)ダイヨシ環境管理	加古川市志方町横大路18-1	0794-52-0413 (90-2332)
岩崎商店	加西市野田町142-3	20-0179 (48-3711)
谷田商店	加西市西谷町260	42-3966 (42-3966)
(株)巴山環境	小野市日吉町570-65	0794-62-2910 (63-2830)
小野労政	加西市北町167-1	44-2703 (44-1942)
朝田工業	加西市西笠原町292-1	48-2025 (48-3935)
(株)小田工務店	加西市鴨谷町1155	44-3945 (44-0836)
(株)クリエイト	加西市下宮木町577	49-0908 (49-1974)
金澤産業(株)	加古郡稲美町加古3869	079-492-7003 (492-8871)
(株)かんぜおん	西脇市鹿野町1050-2	0795-23-3599 (22-0504)

表一 38 (西日本高速道路(株)の防災体制発令基準)

震災編P145

風水編P55

体制区分	発 令 基 準					
	地 震	異 常 降 雨				そ の 他
		連続雨量	組合せ雨量		その他	
	連続雨量		時間雨量			
特別巡回 及び点検	計測震度 3.5以上					
警戒体制	計測震度 4.0以上 4.5未満	90 mm			大雨警報 が発令さ れた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種警報(暴風警報、洪水警報、山崩れ・地滑り等の警報)が発令された場合</li> <li>災害発生の恐れがある場合</li> </ul>
緊急体制	計測震度 4.5以上	180 mm	130 mm	35 mm		<ul style="list-style-type: none"> <li>点検の結果通行止め(霧通行止めは除く)</li> </ul>
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>広範囲長時間にわたり通行止めを必要とする場合</li> <li>死傷者が多数で、その他社会的影響が甚大である場合</li> <li>大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</li> </ul>					

(注) 降雨が、途中時間降雨量2mm以下の状態で6時間以上中断した場合は連続雨量としない。

表一 39 (市所有車両一覧表)

震災編P156

風水編P92

(令和3年3月)

品 名	数 量	品 名	数 量
乗 用 車	15	バキュームカー	1
ワゴン車	4	ゴミ収集車	3
マイクロバス	2	油圧ショベル	1
貨 物	62	身障者輸送車	5
ダンプカー	7	そ の 他	4
		計	104

※その他は、ショベルローダー、ホイールローダー、フォークリフト、道路パトロールカー。

表一 40 (調達燃料(市内給油所))

震災編 P156

風水編 P92

(令和3年3月)

事業所名	所在地	電話
(株)ペトロスター関西セルフ加西	加西市北条町東南 87-5	42-5049
北条 SS 植田石油(株)	加西市北条町北条 61-1	42-2222
EneJet 加西 植田石油(株)	加西市北条町西高室 545-1	42-2920
(株)大誠賀茂 SS	加西市東剣坂町 45-1	46-0335
高部石油(株)セルフ加西ハイツ SS	加西市北条町横尾 1 丁目 2	0120-569-810
藤原石油店 北条 SS	加西市北条町西高室 278-1	42-0696
J A 全農兵庫 ジョイナス北条 SS	加西市北条町東南 87-4	42-0398
(有)岩崎石油店加西南 SS	加西市西笠原町 510-1	48-2792
西村石油(株)加西 SS	加西市下宮木町 456-1	49-1114
吉田石油加西 SS	加西市山枝町 375-5	47-0218
J A 全農兵庫 ジョイナス九会 SS	加西市下宮木町 545	49-0339
西村石油(株)泉 SS	加西市鴨谷町 655-2	44-0920
藤本石油(株)殿原 SS	加西市殿原町 408-1	44-1020
内藤石油店西野々 SS	加西市西野々町 91-4	45-0163
コスモ石油販売(株) 京阪神カンパニー セルフステーションかさい	加西市北条町古坂 5 丁目 2	0120-776-241
(株)吉田石油店 加西インターSS	加西市中富町 513-5	44-2252

表一 4 1 (罹災証明様式)

震災編 P175 風水編 P102

第 号					
罹 災 証 明 書					
世帯主住所		加西市 町			
氏 名		世帯員 名			
罹 災 状 況	罹災の原因	害			
	罹災年月日 時 刻	令和 年 月 日 時頃			
	罹災場所	加西市 町			
	罹災の程度		被害の程度	被害状況	
		家屋			
人員					
	住家等 以外の 物件				
世 帯 員	氏 名	続柄	年 齢	備 考	
上記のとおり、罹災したことを証明する。					
令和 年 月 日					
加西市長 西村和平					

表一 4 2 (激甚災害指定基準)

震災編 P176

風水編 P103

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>公共施設災害復旧事業等に関する特別財政援助 (第3条、4条)</p>	<p>(A基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額&gt;当該年度の全国標準税込額×0.5%</p> <p>(B基準) 公共災害復旧事業費等の査定見込額&gt;当該年度の全国標準税収入×0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額&gt;当該年度の当該都道府県の標準税込額×25% の都道府県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 都道府県内市町村の査定見込額&gt;都道府県内市町村の標準税収入×5% の都道府県が1以上</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (第5条)</p>	<p>(A基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額&gt;全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額&gt;当該都道府県の農業所得推定額×4% の都道府県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額&gt;10億円の都道府県が1以上</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 (第6条)</p>	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合 又は</p> <p>(2) 農業被害見込額&gt;全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しなくても、 漁業被害見込額&gt;農業被害見込額 かつ、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見込額&gt;全国漁業所得推定額×0.5%を超える場合</p> <p>(2) 漁業被害見込額&gt;全国漁業所得推定額×1.5%を超え、第8条の措置が適用される場合</p> <p>※ いずれも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (第8条)</p>	<p>(A基準) 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額&gt;全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者数&gt;当該都道府県の農業者数×3%</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)	<p>(A基準)            林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得推定額×5%</p> <p>(B基準)            林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得推定額×1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額&gt;当該都道府県の当該年度の生産林業所得推定額×60%の都道府県が1以上            又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得推定額×1%の都道府県が1以上</p> <p>ただし、A、Bとも、林業被害見込額は樹木にかかるものに限る、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等 (第12条)	<p>(A基準)            中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>(B基準)            中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額&gt;当該都道府県の当該年度の中小企業所得推定額×2%の都道府県が1以上            (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額&gt;1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。</p>
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (第16条) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (第17条) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (19条)	<p>激甚法第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
罹災者公営住宅建設事業 に対する補助の特例 (第22条)	(A基準) 被災地全域滅失戸数 $\geq 4,000$ 戸 (B基準) (1) 被災地全域滅失戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 $\geq 200$ 戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 $\geq 400$ 戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上
小災害債に係る元利償還 金の基準財政需要額への 参入等 (第24条)	激甚法第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される 場合
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

表一43 (局地激甚災害指定基準)

震災編P176

風水編P103

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
公共施設災害復旧事業等に 関する特別財政援助 (第3条、4条)	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の当該年度の標準税収入 $\times 50\%$ (査定事業費が1千万円 未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した 額が概ね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に 掲げる災害に該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係 る被害箇所数が概ね10未満のものを除く。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>農地等の災害復旧事業費等にかかる補助の特別措置 (第5条)</p> <p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 (第6条)</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費&gt;当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が概ね1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しなくても、 漁業被害額&gt;農業被害額 かつ、 漁船等 (漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設) の被害額&gt;漁業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満の場合は除く) を超える市町が1以上ある場合</p> <p>※ 市町ごとの被害額が5千万円未満の場合は除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所数が概ね10未満のものを除く。)</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)</p>	<p>(1) 当該市町村内の林業被害見込額 (樹木に係るもの) &gt;当該市町村に係る当該年度の生産林業所得推定額 (木材生産部門) ×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額の概ね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ、</p> <p>① 大火災による災害にあつては、要復旧見込面積&gt;300ha</p> <p>② その他の災害にあつては、要復旧見込面積&gt;当該市町村の民有林面積 (人工林に係るもの) ×25%</p> <p>の市町が1以上ある場合</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等 (第12条)</p>	<p>中小企業関係被害額&gt;当該年度の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が1千万円未満を除く)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合は除く。</p>
<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 (第24条)</p>	<p>激甚法第2章 (第3条及び第4条) 又は第5条の措置が適用される場合</p>



表一 4 4 (国の財政援助の概要)

震災編P176

風水編P103

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、下水道等)	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚災害に対処するための特別 財政援助等に関する法律 (以下「激甚法」という。) 第3条1項
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法	同上
都市災害復旧事業 (街路、公園等)	予算補助	—
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	激甚法第3条1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条1項
社会福祉施設災害復旧事業 生活保護施設 児童福祉施設 養護老人ホーム 身体障害者更正援護施設 精神薄弱者援護施設 婦人保護施設	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 障害者自立支援法 売春防止法	同上
感染症予防施設災害復旧事業 及び感染症予防事業	感染症法	同上
堆積土砂排除事業 〔 公共的施設区域内 〕 〔 公共的施設区域外 〕	予算補助	同上
湛水排除事業	—	激甚法第3条1項及び第10条

事 業	国 の 財 政 援 助 等	
	通 常 災 害	激 甚 災 害
農地等災害復旧事業 〔 農地、農業用施設、林道の 災害復旧事業及び農業用施 設、林道の災害関連事業 〕	農林水産業施設災害復旧事業費国庫 補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同 上	激甚法第6条
天災による被害農林漁業者等に対する 資金融通	天災による被害農林漁業者等 に対する資金の融通に関する 暫定措置法	激甚法第8条
中小企業信用保険法による災害関係保 証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
中小企業近代化資金等助成法による貸 付金の償還期間等の特例	中小企業近代化資金等助成法	激甚法第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	激甚法第16条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の 特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助	—	激甚法第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚法第22条
公共土木施設、公立学校施設、農地及 び農業用施設等小災害復旧事業	—	激甚法第24条

事 業	国 の 財 政 援 助 等	
	通 常 災 害	激 甚 災 害
雇用保険法による休職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	激甚法第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設等災害復旧事業 〔し尿処理施設、ゴミ処理施設等〕	同 上	同 上
公的医療機関災害復旧事業	同 上	同 上

## 災害時における支援協力に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）と兵庫みらい農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、加西市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書別紙（様式1）をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに別紙（様式1）の文書を提出するものとする。

2 事前に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。

- (1) 乙の所有又は管理する駐車場等を、一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供すること。
- (2) 乙の施設において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の施設において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（物資の種類）

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 食料品及び日用品の救護物資
- (2) その他乙の取扱商品
- (3) 応援を必要とする資機材及び人員

（物資の価格）

第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別紙（様式2）により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（協議）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ 協議を行うものとする。

2 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成27年4月14日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年4月14日

甲 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市長 西村 和平

乙 兵庫県加西市玉野町1156番地の1

兵庫みらい農業協同組合

代表理事組合長 稲 葉 洋

第1号様式 (第2条関係)

出 荷 要 請 書

第 号  
平成 年 月 日

様

加西市長

災害時における支援協力に関する協定書第2条に基づき、次の生活物資の出荷を要請します。

品 名	数量	搬 入 場 所	備 考

第2号様式 (第5条関係)

緊 急 物 資 納 品 確 認 書

行政担当者

兵庫みらい農業協同組合

印  
印

日時	商 品 名	規格	数量	単価	金額	納 入 場 所	担当者

## 災害時における応急食料等の確保に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、加西市地域防災計画に基づき、加西市（以下「乙」という。）が、加西商工会議所（以下「甲」という。）に対し、災害時における応急食料及び応急資材の調達に関する協力を要請するときの手続き等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 乙は、災害が発生し、乙のみでは十分な応急処置を実施することが困難な場合には状況により、甲に対し応急食料及び応急資材の調達に関し協力を要請することができる。

(調達に関する指示)

第3条 前条に定める乙の甲に対する調達の要請は、加西市長が調達内容、日時及び場所等を指示して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、加西市長が調達にかかる指示を行うことが困難な場合には、加西市長の事務を分掌する他の市職員がこの指示を行うものとする。

(応急食料及び応急資材の提供)

第4条 甲は、乙の要請があったときは、特別の理由がない限り、乙に対し応急食料及び応急資材を提供するものとする。

(費用負担)

第5条 乙の要請した応急食料及び応急資材に要する費用は乙が負担する。

(代金の請求)

第6条 甲は、応急食料及び応急資材の提供が完了した後、乙の認定を受けて当該地域における通常の費用を乙に請求するものとする。

(協定期間)

第7条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成7年12月27日

甲 加西商工会議所  
会 頭 仲 田 忠 雄 ⑨

乙 加西市長 藤 岡 重 弘 ⑨

# 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県(以下「県」という。)及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町(以下「被災市町」という。)は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
  - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
  - (4) 応援の場所及びその場所への経路
  - (5) 応援を必要とする期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町(以下「応援市町」という。)は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被災市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被災市町は、あらかじめ指定した県内の市町(以下「応援指定市町」という。)に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被災市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被災市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は被応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県知事  
兵庫県内各市町長



## 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあつては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員のパ遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
- (4) 派遣職員 県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被災市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被災市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被災市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに被災市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被災市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被災市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
- (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
- (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代

2 前項第2号に定める補償費のうち、被災市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被災市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。

3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。

4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被災市町に請求するものとする。

5 前各項により難しい場合については、被災市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

(目的)

第1条 この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

(地域及び構成市町)

第2条 この協定の地域及び市町は次のとおりとする。

地域 東播磨地域、北播磨地域

市 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市

町 多可町、稲美町、播磨町

(広域災害対策本部の設置)

第3条 東播磨地域及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。ただし、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロックの代表市町に本部を設置するものとする。

2 ブロック別市町は、次のとおりとする。

東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町

北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

(応援の要請)

第4条 災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 本部は、応援の要請を受けた場合、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

2 本部は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

3 本部は、関係機関等と密接な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 前条の応援の実施に要した費用は、原則として応援した市町が負担するものとする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(情報の収集及び伝達)

第7条 この協定を的確かつ円滑に実施するため、相互の情報収集及び伝達の方法は別に定める。

(平常時の活動)

第8条 構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 連絡会の開催

(2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換

(3) 防災訓練及び住民の啓発等

(4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定める。

この協定の成立を証するため本書11通を作成し、各市町長記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年11月1日

明石市長外関係市町長

# 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領

平成18年 11月1日決定

## 1 広域災害対策本部の設置及び運営

### (1) 広域災害支援本部（以下「本部」という。）の設置

平成31年度までの各年度の本部設置市町、東播磨ブロック代表市町及び北播磨ブロック代表市町は、次の表のとおりとする。

項目 年度	本部設置市町	東播磨ブロック 代表市町	北播磨ブロック 代表市町	備 考
18年度	加西市	明石市	加西市	北播磨ブロック代表市町の順番は、 加西市＝Ⅰ、三木市＝Ⅱ、小野市＝Ⅲ、西脇市＝Ⅳ、加東市＝Ⅴ、多可町＝Ⅵとし、平成18年度を最初の年度とし12年周期で次の順による。  Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴ→Ⅵ→Ⅱ→Ⅰ→Ⅳ→Ⅲ→Ⅵ→Ⅴ
19年度	加古川市	加古川市	三木市	
20年度	小野市	高砂市	小野市	
21年度	稲美町	稲美町	西脇市	
22年度	加東市	播磨町	加東市	
23年度	明石市	明石市	多可町	
24年度	三木市	加古川市	三木市	
25年度	高砂市	高砂市	加西市	
26年度	西脇市	稲美町	西脇市	
27年度	播磨町	播磨町	小野市	
28年度	多可町	明石市	多可町	
29年度	加古川市	加古川市	加東市	
30年度	加西市	高砂市	加西市	
31年度	稲美町	稲美町	三木市	

### (2) 本部の運営

本部の運営は、それぞれの市町の災害対策本部設置要綱に準じて行い、応援の内容役割分担等については、ブロック代表市町が協議して定める。

### (3) 次年度ブロック代表市町による本部の設置及び運営

被害の状況等により、両ブロック代表市町において円滑な本部の設置及び運営を行うことができない場合次年度のブロック代表市町が本部の設置及び運営を行うものとする。

## 2 情報の収集及び伝達方法

(1) 災害が発生した市町又はその隣接市町は、災害情報を収集し、速やかにブロック別代表市町にその情報を伝達するものとする。

(2) 災害が発生した場合、ブロック代表市町は、速やかに災害情報を収集し、ブロック構成市町にその情報を伝達するものとする。。

(3) 情報の収集及び伝達は、電話、衛星電話及び職員派遣をもって行うものとする。

(4) 本部設置後の情報の収集及び伝達は、原則として本部と市町が直接行うものとする

### 3 応援の内容

- (1) 物資 水、食糧品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、仮設風呂、テント、重機、自転車、バイク、携帯電話等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場等
- (4) 職員 市町職員

### 4 応援の方法

- (1) 物資及び資機材は、必要とする市町ごと及び種類ごとに仕分け、必要数図量を搬入する。
- (2) 資機材は、原則として応援する市町が維持管理する。
- (3) 応援する市町職員は、応援を受ける市町の統制下に入るものとする。

### 5 応援体制の確立

- (1) 広域応援相互体制の確立のため、上記の物資、資機材及び施設等の整備計画を別に定める。
- (2) 整備に要する経費は、市及び町が別途協議して定める。

### 6 連絡会の開催

東播磨及び北播磨防災担当課長会議を、毎年度開催する。

### 7 資料及び情報の交換

相互応援のため、地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口、担当責任者及び同補助者の職氏名
- (2) 物資及び資機の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

## 災害時相互応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、加西市と姫路市（以下「締結市」という。）とが、隣接都市としての共助・連帯の精神に則り、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

### (応援の事項)

第2条 応援の事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 応急対策等に必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 児童、生徒の受入れ
- (8) 被災者に対する住宅の斡旋
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### (応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品目、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

### (応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があつたものとみなす。

### (応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

- 2 被応援市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、締結市及び締結市の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(連絡担当部局)

第8条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第9条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年（1998年）1月17日から効力を生じるものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年（1998年）1月17日

加西市長 藤 岡 重 弘  
姫路市長 堀 川 和 洋

## 義士親善友好都市間における災害対策活動の相互応援に関する協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市（以下「協定市区」という。）との間に次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定市区の区域内において災害が発生した場合において、協定市区が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

### （災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

### （相互応援）

第3条 協定市区は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定市区の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するものとする。

### （連絡担当部局）

第4条 協定市区は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

### （応援の要請及び方法）

第5条 協定市区は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供
- (2) 被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供
- (4) その他応急対策活動に必要な措置

### （応援措置の履行）

第6条 応援を行う協定市区は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

### （応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被災市区が負担するものとする。

### （地域防災計画その他資料等の交換）

第8条 協定市区は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(効力発生の日)

第9条 この協定は、平成25年4月1日からその効力を生ずる。

(実施の細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市区が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

平成24年3月1日付けで締結した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。  
この協定の成立を証するため本書23通を作成し、協定市区記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年4月1日

北海道砂川市長	善 岡 雅 文
岩手県一関市長	勝 部 修
茨城県笠間市長	山 口 伸 樹
茨城県桜川市長	中 田 裕
栃木県大田原市長	津久井 富 雄
群馬県藤岡市長	新 井 利 明
東京都千代田区長	石 川 雅 己
東京都港区長	武 井 雅 昭
東京都新宿区長	中 山 弘 子
東京都墨田区長	山 崎 昇
新潟県新発田市長	二階堂 馨
長野県諏訪市長	山 田 勝 文
愛知県西尾市長	榊 原 康 正
滋賀県大津市長	越 直 美
滋賀県野洲市長	山 仲 善 彰
兵庫県相生市長	谷 口 芳 紀
兵庫県豊岡市長	中 貝 宗 治
兵庫県赤穂市長	豆 田 正 明
兵庫県加西市長	西 村 和 平
兵庫県篠山市長	酒 井 隆 明
兵庫県加東市長	安 田 正 義
広島県三次市長	増 田 和 俊
熊本県山鹿市長	中 嶋 憲 正



# 播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があつたときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があつたものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被災市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日

姫路市長	石見利勝	たつの市長	西田正則
加古川市長	樽本庄一	多可町長	戸田善規
相生市長	谷口芳紀	稲美町長	古谷 博
小野市長	蓬萊 務	播磨町長	清水ひろ子
明石市長	泉 房穂	市川町長	岡本修平
赤穂市長	豆田正明	福崎町長	嶋田正義
西脇市長	片山象三	神可町長	山名宗悟
三木市長	藪本吉秀	太子町長	北川嘉明
高砂市長	登 幸人	上郡町長	遠山 寛
加西市長	西村和平	佐用町長	庵谷典章
宍粟市長	田路 勝		
加東市長	安田正義		

## 災害時における加西市と加西市内郵便局との相互協力に関する覚書

加西市（以下「甲」という。）と加西市内郵便局（以下「乙」という。）は、加西市内に発生した地震その他の災害時において、甲および乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲および乙は、加西市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金および簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い
- (3) 高齢者および心身障害者など災害弱者についての情報および対応に関する相互協力
- (4) 所管施設および用地の相互提供
- (5) 災害情報に係る広報等の掲出
- (6) その他前各号に掲げるもののほか必要な事項

（協力要請の手続）

第3条 甲または乙は、前条各号に係る協力要請を実施する際、次に掲げる事項を明らかにし、別紙要請書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話等により協力を依頼し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況および対応状況
- (2) 協力を要請する理由
- (3) 協力の内容
- (4) 協力の期間
- (5) 所管施設および用地の提供要請にあつては、使用目的および場所等

（協力の実施）

第4条 甲および乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の構築）

第6条 甲および乙は、安否確認を含む災害情報等に関する連絡体制を構築するため相互に協力するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲および乙は、相互の防災計画の状況および協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては加西市企画総務部企画調整課長、乙においては加西郵便局副局長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項および疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年 1月17日

甲	加西市	
	加西市長	藤岡重弘
乙	加西市内郵便局	
	代表者 加西郵便局長	廣瀬政男

## 協 力 要 請 書

平成 年 月 日

要請時刻	時	分	災害覚知	時	分
要請者（発信者）			受信者		
職 .....			職 .....		
氏名 ..... 印			氏名 ..... 印		
災害状況及び対応状況					
要請理由					
協力内容					
協力期間      平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日					
施設・用地の提供	使用目的				
	使用場所等				
その他参考事項					

## 災害時における市内新聞販売店との支援協力に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と朝日新聞東播磨販売株式会社北条営業所、宇高新聞舗、（有）さえぐさ新聞販売店、産経新聞加西北条販売所、毎日新聞北条販売所、読売新聞Y C加西（以下「乙」という。）は、加西市内に発生した地震その他の災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、加西市内に地震その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）は、配達担当地区の地形その他を熟知した乙の機動力を生かし、被害情報の収集および情報伝達支援を行い、住民の不安解消に努めることを目的とする。

### （協力要請の事項）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる各号の事項について、乙に対し支援協力を要請することができる。

- (1) 道路、家屋等の被害情報の収集・提供
- (2) 高齢者および身体障害者など災害弱者をはじめとする住民の安否に関する情報の収集・提供
- (3) 避難時、復旧時などにおける生活情報の収集・提供
- (4) その他、前各号に掲げるもののほか必要な事項

### （協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条に係る協力要請を実施するときは、次に掲げる事項を明らかにし、別紙協力要請書により支援要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話などにより協力を依頼し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況および対応状況
- (2) 協力を要請する理由
- (3) 協力の内容
- (4) 協力の期間

### （支援協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

### （災害情報等連絡体制の構築）

第5条 甲および乙は、災害情報等に関する連絡体制を構築するため、相互に協力するものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲および乙は、相互の防災体制の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

### （目的外利用の禁止）

第7条 乙は、この協定に基づき得た情報を、協定に定めた目的以外に利用してはならない。

### （協定期間）

第8条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

### （協議）

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、この書類を7通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年1月17日

甲 加西市長 柏原正之

乙 朝日新聞東播磨販売株式会社北条営業所  
所長 小林秀三郎

宇高新聞舗

宇高敏信

有限会社さえぐさ新聞販売店

所長 三枝正男

産経新聞加西北条販売所

所長 釜坂求

毎日新聞北条販売所

所長 渡辺一雄

読売新聞Y C加西

店長 山下尚志

# 協 力 要 請 書

平成 年 月 日

要請時刻	時 分	災害覚知	時 分
要請者（発信者）		受信者	
職 .....		職 .....	
氏名 ..... 印.....		氏名 ..... 印.....	
災害状況及び対応状況			
要請理由			
協力内容			
協力期間      平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
その他参考事項			

## 緊急時における生活物資の確保に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、加西市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

（生活物資の確保）

第3条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請し、乙は速やかに実施するものとする。

（緊急時の認定）

第4条 緊急時の認定は、甲乙協議の上、甲が行うものとする。

2 甲は、緊急時の認定を行った時は、乙に速やかに通知するものとする。

（緊急時の体制）

第5条 乙は、前条第2項の通知を受けた時は、別表1に掲げる乙の店舗に置いて特別監視体制を取るものとし、生活物資の適切な確保及び供給を乙の店舗を拠点にして行うものとする。

（生活物資の指定）

第6条 生活物資は、別表2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、指定できるものとする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は平素から物価及び需給の動向並びに店舗の状況その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得た時は、直ちに通報し合うものとする。

（改正及び廃止）

第8条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとする時は、その3ヶ月前までに相手方に通告しなければならない。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

この協定は、協定の締結日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月14日

（甲）兵庫県加西市北条町横尾1000番地  
加西市長 柏原 正之

（乙）神戸市東灘区住吉東町2丁目3番28号  
生活協同組合コープこうべ  
組合長理事 小倉 修悟



別表1（第5条関係）

○ 緊急時における生活物資確保拠点事業所

第4地区活動本部	078-583-4911	神戸市北区日の峰 2-3-1 神戸北町センタービル 3F	本部長
コープ 加西	0790-43-2251	加西市北条町北条 28-1	店長
コープ 西脇	0795-22-8871	西脇市西脇 320-2	店長
協同購入センター 三木	0794-85-0090 0794-85-0093(夜間)	三木市別所町小林 657-12	センター長

別表2（第6条第1項関係）

○ 生活物資

弁当	おにぎり	レトルト食品
牛乳	育児用粉ミルク	ちり紙及びトイレペーパー
米	パン	ハム
インスタント麺	魚肉缶詰	容器入飲料水
洗剤及び石鹸	ポリバケツ	飲料用ポリタンク
乾電池	懐中電灯	ガスボンベ/ガスコンロ
ゴミ袋	ラップ	ローソク
軍手	運動靴	タオル
紙おむつ	紙コップ及び紙皿	生理用品
毛布	肌着	マスク
哺乳ビン	なべ	ライター
靴下	ジャージ	割りばし、スプーン
歯ブラシ、歯磨き粉	ガムテープ	ウェットティッシュ
防水シート	カイロ	蚊取り線香

## 緊急時における生活物資確保に関する覚書

加西市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資の確保に関する協定（以下「協定」という。）第3条の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して、必要な手続き等を定めるものとする。

（応援要請の方法）

第2条 協定第3条に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は、甲乙協議の上定めるものとし、甲が該当場所に置いて乙の提出する緊急物資調達確認書（様式2）により確認の上、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬の協力を求めることが出来るものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（生活物資調達経路）

第6条 緊急時における生活物資調達経路は、別表のとおりとする。

（情報提供）

第7条 甲及び乙は、緊急時に関し、協力して迅速かつ的確な生活物資の物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（改正及び廃止）

第9条 甲又は乙が、この覚書を改正し、又は廃止しようとする時は、その3ヶ月前までに相手方に通告しなければならない。

（その他）

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

この覚書は、協定の締結日から効力を有するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月14日

（甲）兵庫県加西市北条町横尾1000番地  
加西市長 柏原 正之

（乙）神戸市東灘区住吉東町2丁目3番28号  
生活協同組合コープこうべ  
組合長理事 小倉 修悟

様式1 (第2条関係)

出 荷 要 請 書

第 号  
年 月 日

生活協同組合コープこうべ組合長理事 様

加 西 市 長

緊急時における生活物資の確保に関する協定第7条に基づき、次の生活物資の出荷を要請します。

品 名	数量	搬入場所	備 考

様式2 (第3条第1項関係)

緊 急 物 資 調 達 確 認 書

行政担当者 印  
コープこうべ担当者 印

日時	商品名	規格	数量	単価	金額	納入場所	担当者

## 緊急時における生活物資の供給協力に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）とイオン株式会社西日本カンパニー（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災、武力攻撃事態、その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、加西市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請し、乙は速やかに実施するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

### （要請手続）

第4条 乙に対する協力要請は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、口頭をもって要請し、事後別記様式第1号の文書を提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記様式第2号により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づき乙が確保し、供給した生活物資の代金及びその必要経費は、甲が負担するものとする。なお、費用の請求にあたり、乙は、災害発生前における生活物資の価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

### （数量等の協議）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく生活物資の確保が円滑に行われるよう、必要に応じ、生活物資の確保可能数量等について協議するものとする。

### （補則）

第8条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3月前までに相手方に通告しなければならない。

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

### 附 則

この協定は、協定の締結日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年9月13日

(甲) 加西市北条町横尾1000番地  
加西市  
加西市長 中川 暢三

(乙) 大阪市福島区海老江1丁目1番  
イオン株式会社西日本カンパニー  
執行役西日本カンパニー支社長  
築城 政雄

第1号様式（第4条関係）

出 荷 要 請 書

第 号  
年 月 日

様

加 西 市 長

緊急時における生活物資の供給協力に関する協定書第4条に基づき、次の生活物資の出荷を要請します。

品 名	数量	搬入場所	備 考

第2号様式（第5条関係）

緊 急 物 資 納 品 確 認 書

行政担当者 印  
イオン 印

日時	商品名	規格	数量	単価	金額	納入場所	担当者

## 緊急時における生活物資の確保に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災、武力攻撃事態、その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、加西市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安全供給について要請し、乙は速やかに実施するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙協議のうえ、指定できるものとする。

（要請手続）

第5条 乙に対する協力要請は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する時は、甲は、口頭をもって要請し、事後別記様式第1号の文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、納品書等により調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記様式第2号により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 この協定に基づき乙が確保し、供給した生活物資の代金及びその必要経費は、甲が負担するものとする。なお、費用の請求にあたり、乙は、災害等発生前における生活物資の価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（数量等の協議）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく生活物資の確保が行われるよう、必要に応じ、生活物資の確保可能数量等について協議するものとする。

（補則）

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヵ月前までに相手方に通告しなければならない。

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、協定の締結日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年1月13日

(甲) 加西市北条町横尾1000番地  
加西市  
加西市長 中 川 暢 三 ㊟

(乙) 姫路市北条口4丁目4番地  
マックスバリュ西日本株式会社  
代表取締役社長 藤 本 昭 ㊟

別表第1 (第4条関係)

生活物資

種類	物資名
日用雑貨	ちり紙、ペーパータオル、トイレトーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ、ハブラシ、歯磨き粉、ごみ袋、軍手、蚊取り線香、使い捨てカイロ、洗剤、石鹼、ラップ、アルミホイル、紙製食器、箸、フォーク、スプーン、懐中電灯、ローソク、使い捨てライター、カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ、乾電池、ポリタンク、ガムテープ、使い捨てマスク、文房具
食糧	容器入飲料水、米、パン、弁当類、各種缶詰、味噌、砂糖、塩、食用油、調味料、インスタント麺、レトルト食品、各種野菜

第1号様式 (第5条関係)

出荷要請書

第 号  
年 月 日

様

加西市長

緊急時における生活物資の供給協力に関する協定書第5条に基づき、次の生活物資の出荷を要請します。

品名	数量	搬入場所	備考

第2号様式 (第6条関係)

生活物資納品確認書

行政担当者 印

マックスバリュ担当者 印

日時	商品名	規格	数量	単価	金額	納入場所	担当者

## 災害時における応急対策業務に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と、加西地区建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材および労力（以下「建設資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況および業務内容
- (2) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この規定により、甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 河川、砂防等における埋塞土砂の撤去、流木・ごみ等障害物の除却、築堤、土嚢積み・矢板による仮締め切り、仮決壊防止等
- (2) 道路交通確保のための埋塞土砂・倒木の除去、山留め防護柵、土嚢積み、仮ガードレール設置等
- (3) その他甲が必要と認める緊急作業

（乙の責務）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の種類、数量、人員等
- (2) 業務内容および場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

2 乙は、乙の会員について、変更が生じた場合または少なくとも年1回、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が業務に要する費用等は、甲が負担する。また、費用等の負担については、甲の積算基準または乙の見積りにより甲が算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲・乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては加西地区建設業協会会長とし、災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。



(情報の交換)

第9条 甲および乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

- (1) 甲が提供する情報は、あらかじめ取り決めた地域にかかる区域等とする。
- (2) 乙は、諸活動中に覚知した被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 6月 5日

甲 加西市北条町横尾1000番地  
加西市長 西村 和平 ㊞

乙 加西市中西町616番地  
加西地区建設業協会  
会長 柏原 幸生 ㊞

様式1

災害応急対策業務 要請書

1. 災害の状況および業務内容
2. 応援を必要とする日時、場所および期間
  - (1) 派遣希望日時
  - (2) 派遣先
  - (3) 派遣期間
3. その他必要な事項

平成 年 月 日

様

加西市長  
連絡責任者  
防災担当課長  
担当者

様式2

災害応急対策業務 実施報告書

1. 応援従事した事業者名および建設資機材等の種類、台数および人員の実施状況
  - (1) 事業者名・現場責任者
  - (2) 建設資機材等の車種、台数および人員等
2. 業務内容および場所
3. 応援に従事した期間
4. その他必要な事項

加 西 市 長 様

担当者  
電話番号  
F A X

## 災害時における物資の供給に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）と、セツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、加西市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の供給を要請することができるものとする。

（物資の種類）

第3条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲から要請のあった物資の供給を行うものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取扱商品

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、優先的に物資の供給を行うものとする。

（要請手続）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬・引き渡し）

第6条 物資は、甲の指定する場所に、乙が運搬するものとし、甲は職員を派遣し、物資の数量等を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

2 乙は引き渡し後、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（物資の買い取り）

第7条 引き渡しを受けた物資は、甲が乙から買い取るものとする。

2 買い取り価格は、甲、乙協議の上、災害発生直前の適正な価格をもって決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月13日

甲 加西市北条町横尾1000番地

加 西 市 長

西 村 和 平 ㊞

乙 大阪市西淀川区御幣島二丁目15番28号みてじまグリーンビル5階

セツカートン株式会社 代表取締役社長 岩 本 英 昭 ㊞

# 災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を 使用することに関する協定書

加西市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ○○会（以下「乙」という。）とは、加西市内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として乙の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「要援護者」とは、障がい者、高齢者、妊産婦、病弱者等で、身体等の状況が施設等へ入所するに至らない程度の者で、かつ、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者とする。なお、避難施設には、その家族も付き添いとして利用できるものとする。

（援護の実施者）

第2条 避難施設への避難措置実施者は甲とする。

（避難施設）

第3条 避難施設として使用する加西市内の乙が運営する施設（以下「福祉避難所」という。）は、別記に掲げる各施設とする。

（施設の使用要請等）

第4条 甲は、要援護者の福祉避難所として乙の施設を使用する必要があるときは、直ちに、乙に対し当該施設の使用についての協力を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（別紙様式第1号）で連絡するものとする。

（1） 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 身元引受人の氏名、連絡先等

（3） 使用する期間（原則1週間以内。ただし、災害の規模により延長することができる。）

2 乙は、福祉避難所として使用する要請を受けたときは、可能な範囲で要請に応えるものとする。

（福祉避難所への入所判断）

第5条 福祉避難所への入所判断は、甲の福祉担当部局職員が実施する。一般の避難所から福祉避難所への移動は、可能な限り家族等の協力を得て要援護者自身が行うものとする。

（物資の調達及び生活相談員の確保）

第6条 乙は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、要援護者及びその家族等で調達が可能な場合はその限りでない。

2 乙は、施設職員にて必要に応じ生活相談員（要援護者に対して生活支援・相談等を行う。）を配置し、要援護者を支援するものとする。

3 甲は、前2項において乙による物資の調達及び施設職員だけでは対応できないと予測される場合、もしくは乙から応援の要請があった場合は、不足する物資及び必要な分野の支援者を確保し派遣するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙は甲に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用を別に定める様式（別紙様式第2号）により届出るものとする。

2 乙は、前項により届出た費用単価に基づき、福祉避難所運営に要した経費を別に定める様式（別紙様式第3号）により甲に請求するものとし、甲は乙の請求を受けて運営経費を支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、生活相談員数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙並びに生活相談員等は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 1月18日

(甲) 加西市北条町横尾1000

加西市

加西市長 西村 和平 印

(乙) 加西市〇〇町〇〇

社会福祉法人 〇〇〇〇

理事長 〇 〇 〇 〇 印

別記

法人名	施設名
社会福祉法人 円融会	特別養護老人ホーム第二サルビア荘
	第二サルビア荘デーサービスセンター
	障害者支援施設ナーシングピア加西
社会福祉法人 敬愛互助会	特別養護老人ホーム春夏秋冬
社会福祉法人 しあわせ福祉会	特別養護老人ホーム加西の里
	加西の里デーサービスセンター
	加西の里高齢者支援ハウスひだまりの家
	加西の里グループホームたんぽぽの家
特定医療法人社団 順心会	介護老人保健施設加西白寿苑
社会福祉法人 宝成会	介護老人保健施設加西シニアコミュニティ
医療法人社団 弘秀会	介護療養型医療施設米田病院
社会福祉法人 ゆたか会	障害者支援施設希望の郷
	小規模多機能型居宅介護事業所どっこいしょ
社会福祉法人 養徳会	医療福祉センターきずな

# 災害時に要援護者の避難施設として市有施設を使用する にあたっての施設管理運営に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）と社会福祉法人加西市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、加西市内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要援護者が避難を余儀なくされたとき、避難施設として市の施設を使用するにあたり、乙の施設管理運営について、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「要援護者」とは、障がい者、高齢者、妊産婦、病弱者等で、身体等の状況が施設等へ入所するに至らない程度の者で、かつ、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者とする。なお、避難施設は、その家族も付き添いとして利用するものとする。

（援護の実施者）

第2条 避難施設への避難措置実施者は甲とする。

（避難施設）

第3条 避難施設として使用し、乙に管理運営を要請する市有施設（以下「福祉避難所」という。）は、加西市健康福祉会館とする。

（施設の使用要請等）

第4条 甲は、要援護者の福祉避難所として乙の施設を使用する必要があるときは、直ちに、乙に対し福祉避難所の管理運営を要請するものとし、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（別紙様式第1号）で、福祉避難所へ避難させる要援護者を連絡するものとする。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間（原則1週間以内。ただし、災害の規模により延長することができる。）

2 乙は、要援護者の連絡を受けたときは、可能な範囲で福祉避難所管理運営の要請に応えるものとする。

（福祉避難所への入所判断）

第5条 福祉避難所への入所判断は、甲の福祉担当部局職員が実施する。一般の避難所から福祉避難所への移動は、可能な限り家族等の協力を得て要援護者自身が行うものとする。

（物資の調達及び生活相談員の確保）

第6条 乙は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、要援護者及びその家族等で調達が可能な場合はその限りでない。

2 乙は、職員にて必要に応じ生活相談員（要援護者に対して生活支援・相談等を行う。）を配置し、要援護者を支援するものとする。

3 甲は、前2項において乙による物資の調達及び施設職員だけでは対応できないと予測される場合、もしくは乙から応援の要請があった場合は、不足する物資及び必要な分野の支援者を確保し派遣するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙は甲に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用を別に定める様式（別紙様式第2号）により届出るものとする。

2 乙は、前項により届出た費用単価に基づき、福祉避難所運営に要した経費を別に定める様式（別紙様式第3号）により甲に請求するものとし、甲は乙の請求を受けて運営経費を支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、生活相談員数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙並びに生活相談員等は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 1月18日

(甲) 加西市北条町横尾1000

加西市

加西市長 西村 和平 ㊟

(乙) 加西市北条町古坂1072番地の14

社会福祉法人加西市社会福祉協議会

理事長 衣笠 勝弘 ㊟

協 力 要 請 書

要援護者	住 所 氏 名	
	心身の状況 (要介護度) (障がい内容)	
	連 絡 先	
身元引受人	住 所 氏 名	
	連 絡 先	
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日	
特記事項		

\_\_\_\_\_様

要請者 加 西 市 長  
(担当課) \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課  
氏 名 \_\_\_\_\_

.....

平成 年 月 日

加西市担当者 \_\_\_\_\_様

福祉避難所への受け入れを 承諾します ・ 拒否します



福祉避難所の設置場所、生活相談員等に要する人件費  
及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 生活相談員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む） ・日勤（日給・時間給） _____円／（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____円／（日・時間） ・宿直 _____円／回	
(2) 要援護者等に要する食費 ・朝食 _____円／食 ・昼食 _____円／食 ・夕食 _____円／食 《合計》 _____円／日	
(3) オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額（領収書の添付が必要）	
(4) その他、使用区域に係る施設管理費（光熱水費、施設借上費他） _____円／日	

（あて先）

加西市長様

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

⑨

平成 年 月 日

福祉避難所の管理運営費用請求書

加西市長様

所在地

名称

代表者職氏名

印

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

福祉避難所の 設置場所	
請求対象期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

請求項目	請求内訳	
人件費 日勤	円× 日・時間=	円
夜勤	円× 日・時間=	円
宿直	円× 回=	円
	小計	円
食費 朝食	円× 食=	円
昼食	円× 食=	円
夕食	円× 食=	円
	小計	円
オムツ代等	領収書の添付が必要	円
施設管理費	円× 日=	円

振込 先	金融機関名	支店名
	口座種別 当座 ・ 普通	口座番号
	口座名義人	

## 個人情報取扱特記事項

加西市（以下「甲」という。）と災害時に要援護者の避難施設として市有施設を使用する場合の施設管理運営に関する協定書を締結する社会福祉法人加西市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、当該協定事項を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守しなければならない。

（条例等の遵守）

第1条 乙は、協定事項を遂行するにあたり、取扱う個人情報については、別に定める「加西市個人情報保護条例」及び「個人情報保護法」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（情報の収集）

第2条 乙が甲からの協力要請を承諾した時は、甲は自らの保有する要援護者個人情報を乙に提供しなければならない。

2 乙は、この協定による業務を遂行するために、アレルギーの有無や常備薬などの個人情報を収集する必要があるときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第3条 乙は、この協定による業務を遂行するにあたり、直接又は間接に知り得た個人情報を甲の承諾なしに協定の目的以外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第4条 乙は、この協定による業務を遂行するにあたり、直接又は間接に知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（廃棄又は消去）

第5条 乙は、この協定による業務を遂行するにあたり、直接又は間接に知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この協定による業務を遂行するにあたり、直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 乙は、この協定による業務を遂行するために、甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（業務従事者への周知）

第8条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この協定による業務に関して、直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この協定による業務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第10条 乙は、この協定による業務を遂行するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この協定完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第11条 甲は、乙が協定による業務を遂行するにあたり、取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故発生時における報告）

第12条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 災害時における応急対策業務に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と加西市建設協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材および労力（以下「建設資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況および業務内容
- (2) その他必要な事項

### （業務の内容）

第2条 この規定により、甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 倒壊・火災により被害を受けた建物・工作物等の撤去、障害物の除去、仮復旧等
- (2) 緊急を要する仮設建物の設置、資材の調達等
- (3) その他甲が必要と認める緊急作業

### （乙の業務）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の種類、数量、人員等
- (2) 業務内容および場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

2 乙は、乙の会員について、変更が生じた場合または少なくとも年1回、甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 乙が業務に要する費用等は、甲が負担する。また、費用等の負担については、甲が積算基準または乙の見積りにより甲が算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

### （損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲・乙協議して定めるものとする。

### （補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡担当者は、甲においては防災担当課長、乙においては加西市建設協会会長とし、災害が発生した際には速やかに連絡をとるものとする

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(1) 甲が提供する情報は、あらかじめ取り決めた地域にかかる区域等とする。

(2) 乙は、諸活動中に覚知した被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 5月 1日

甲 加西市北条町横尾1000番地

加西市長 西村 和平

乙 加西市大村町73番地

加西市建設協会

会 長 高井 康之

様式1

災害応急対策業務 要請書

1. 災害の状況および業務内容
2. 応援を必要とする日時、場所および期間
  - (1) 派遣希望日時
  - (2) 派遣先
  - (3) 派遣期間
3. その他必要な事項

平成 年 月 日

様

加西市長  
連絡責任者  
防災担当課長  
担当者

様式2

災害応急対策業務 実施報告書

1. 応援従事した事業者名および建設資機材等の種類、台数および人員の状況
  - (1) 事業者名・現場責任者
  - (2) 建設資機材等の車種、台数および人員等
2. 業務内容
3. 応援に従事した期間
4. その他必要な事項

加 西 市 長 様

担当者  
電話番号  
F A X

## 災害時等における相互協力に関する協定

兵庫県加西市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社福崎高速道路事務所（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は次の各号に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において相互協力に努めるものとする。

- (1) 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援
- (2) 応急対策及び復旧業務の実施に必要な資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用
- (3) 高速道路通行止め区間及び緊急開口部を活用した緊急車両の通行等
- (4) 休憩施設を緊急車両等の中継基地として提供
- (5) 情報等の相互提供
- (6) その他措置の実施に必要なと認められる事項

（協力の要請）

第3条 要請は、協力要請書（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 甲及び乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別紙様式第2号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として要請者が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年5月8日

甲 兵庫県加西市北条町横尾1000番地  
加西市長 西村 和平

乙 兵庫県神崎郡福崎町西田原2023  
西日本高速道路株式会社 関西支社  
福崎高速道路事務所長 中森 康裕

協力要請書

平成 年 月 日

被要請者

様

要請者

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

( 問合せ先  
 電話       —     —  
 FAX       —     —  
 担当 )

報告書

平成 年 月 日

要請者

様

被要請者

「災害時等における相互協力に関する協定」第4条に基づき、履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

( 問合せ先  
 電話       —     —  
 FAX       —     —  
 担当 )



連絡責任者届

【加西市】

1 連絡責任者

役職 氏名	
TEL	
携帯 TEL	
FAX	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職 氏名		
TEL		
携帯 TEL		
FAX		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【西日本高速道路株式会社】

1 連絡責任者

事務所名	関西支社 福崎高速道路事務所
役職 氏名	
TEL	
携帯 TEL	
FAX	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

事務所名		関西支社 福崎高速道路事務所	
項目	第1連絡先	第2連絡先	
役職 氏名			
TEL			
携帯 TEL			
FAX			

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

## 災害時における緊急測量業務等に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と、加西測量設計業協会（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生した場合において、緊急測量業務等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、緊急測量業務等（以下「業務」という。）のため、乙が所有する測量機材及び労力（以下「測量機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) その他必要な事項

### （業務の内容）

第2条 この規定により、甲が乙に要請する業務のうち初期対応は次のとおりとする。

- (1) 復旧工法検討に必要な測量作業（平板測量、縦断測量、横断測量）
- (2) 早期に保存しておかなければ、痕跡が不明確になってしまう被災状況の写真撮影
- (3) その他甲が必要と認める緊急測量作業等

### （乙の責務）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、測量機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した測量機器等の種類、数量、人員数
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

2 乙は、乙の会員について、変更が生じた場合又は少なくとも年1回、甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 甲が乙に要請した業務に要する費用等は、甲が負担するものとする。

- (1) 費用等の負担については、甲の積算基準又は乙の見積りにより算出するものとする。
- (2) この業務の契約については、別途随意契約を締結し、支払いを行うものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した物が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する甲の連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては加西測量設計業協会会長とし、災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(1) 甲が提供する情報は、あらかじめ取り決めた地域にかかる危険区域等とする。

(2) 乙は、諸活動中に覚知した災害時による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成24年 8 月10日

甲 加西市北条町横尾1000番地  
加西市長 西村和平

乙 加西市繁昌町1844番地の2  
加西測量設計業協会  
会長 浅田敏一

様式1

緊急測量業務等 要請書			
1. 災害の状況及び業務内容（初期対応、その他）			
2. 応援を必要とする日時、場所及び期間			
（1）派遣希望日時			
（2）派遣先			
（3）派遣期間			
3. その他必要な事項（業務数量等）			
		平成	年 月 日
加西測量設計業協会			
会長	様	加西市長	
		〔 連絡責任者 防災担当課長 〕	

様式2

緊急測量業務等 実施報告書	
1. 応援に従事した事業所名及び測量機材等の種類、台数及び人員の実施状況	
（1）事業者名・現場責任者	
（2）測量機器等の種類、台数及び人員等	
2. 業務内容及び場所	
3. 応援に従事した期間	
4. その他必要な事項（業務数量等）	
加西市長	様
加西測量設計業協会	
会長	
会社名	
代表取締役	
〔 担当者 電話番号 〕	

## 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と加西市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 加西市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年11月28日

甲	近畿地方整備局長	谷本光司
乙	加西市長	西村和平

## 災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と、兵庫県電気工事工業組合支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害により、市有施設の電気設備等に作動不良等の異常が発生した場合における機能復旧対策業務（以下「復旧業務」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （対象施設）

第1条 この協定に基づいて甲が乙に要請する復旧業務の対象となる市有施設は次のとおりとする。

- （1）災害時に対策本部、避難所等が設置される庁舎及び施設
- （2）市立加西病院

### （要請）

第2条 甲は、復旧業務のため、乙又は乙の会員が所有する資機材、技術力（以下「資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、様式1の「機能復旧対策業務要請書」により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ要請できるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）被災の状況及び復旧業務の内容
- （2）復旧業務にかかる応援を必要とする日時・期間及び場所
- （3）その他必要な事項

### （業務の内容）

第3条 この協定に基づいて甲が乙に要請する復旧業務は次のとおりとする。

- （1）機能不良箇所の復旧を行うための人材（技術者）の派遣
- （2）資機材の搬入及び稼働
- （3）機能不良箇所の点検及び応急的な復旧作業
- （4）その他甲が必要と認める緊急に必要な応急作業

### （乙の責務）

第4条 乙は、乙の会員が前第2条の復旧業務に対応できるよう連絡網を作成し、協定締結後2週間以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、会員の加入・脱退等により異動があった場合は、速やかに前項の連絡網を整備し直し、甲に提出しなければならない。

3 乙は、甲から第1条の規定により復旧業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

### （報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき復旧業務を行った場合は、様式2の「機能復旧対策業務実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 復旧業務の内容及び場所
- (2) 復旧業務に従事した日時・期間
- (3) 復旧業務に従事した事業者名（現場責任者名）、資機材等の種類、数量及び人員数等
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙が復旧業務に要する費用等は、甲が負担する。また、甲が負担する額については、乙から提出された「機能復旧対策業務実施報告書」（様式2）に基づき甲の積算・見積りにより算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

(損害の負担)

第7条 第2条の規定による復旧業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて復旧業務に従事した者が、本復旧業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第9条 この協定に関して、あらかじめ甲・乙相互の連絡担当者を定め、災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく復旧業務が円滑に行なわれるよう相互に情報交換を行うものとする。

なお、乙は、諸活動中に覚知した被災情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成24年12月25日

甲 加西市長 西村 和平  
乙 兵庫県電気工事工業組合 社支部長 西村 栄俊

## 災害時における応急対策業務応援に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と加西ダンプカー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務のため、乙が所有する土砂等の運搬の用に供する自動車および労力（以下「ダンプカー等」という。）を必要とするときは、乙に対して、様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況および応援要請の内容
- (2) その他必要な事項

### （応援の内容）

第2条 この規定により、甲が乙に応援を要請する内容は次のとおりとする。

- (1) 河川、砂防等における埋塞土砂の撤去、流木・ごみ等障害物の除却等に必要なダンプカー等の提供
- (2) 道路交通確保のための埋塞土砂・倒木の除去等に必要なダンプカー等の提供
- (3) 倒壊・火災により被害を受けた建物・工作物等の撤去、障害物の除去、仮復旧等に必要なダンプカー等の提供
- (4) その他甲が必要と認める資機材の提供等

### （乙の責務）

第3条 乙は、甲から第1条の規定によりダンプカー等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、ダンプカー等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援のため提供したダンプカー等の種類、数量、人員等
- (2) 活動内容および場所
- (3) 応援のため提供した期間
- (4) その他必要な事項

2 乙は、乙の会員について、変更が生じた場合または少なくとも年1回、甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 乙がダンプカー等の提供に要する費用等は、甲が負担する。また、費用等の負担については、甲の積算基準または乙の見積りにより甲が算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

### （損害の負担）

第6条 第2条の規定による応急活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

### （補償）

第7条 この協定に基づいて応急活動に従事した者が、本活動において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡



した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては加西ダンプカー協会会長とし、災害が発生した際には速やかに連絡をとるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、この協定に基づく応急活動が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(1) 甲が提供する情報は、あらかじめ取り決めた地域にかかる区域等とする。

(2) 乙は、諸活動中に覚知した被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 7月12日

甲 加西市北条町横尾1000番地  
加西市長 西村和平

乙 加西市北条町東高室873番地の8  
加西ダンプカー協会  
会長 小田浩昭

## 加西市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と社会福祉法人加西市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、加西市災害ボランティアセンターの設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、加西市地域防災計画に基づき、加西市内に災害が発生した場合における加西市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。  
（センターの設置）

**第2条** 乙は、次のいずれかに該当するときは、災害時の円滑なボランティア活動の推進のためセンターを設置するものとする。

- （1） 甲から要請があったとき
- （2） 乙がセンターの設置の必要があると判断したとき

2 センターの閉鎖は、災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（センターの設置要請）

**第3条** 甲は、前条第1項第1号の規定により乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に関し必要な事項を明記した要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前条第1項第2号の規定によりセンターを設置したときは、報告書（様式第2号）をもって甲に報告するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、口頭、電話等により報告し、後日文書を持って処理するものとする。

（センターの設置場所）

**第4条** センターの設置場所は加西市健康福祉会館（以下、「福祉会館」という。）とする。ただし、災害の状況等により福祉会館に設置が困難なときは、甲乙協議の上決定し、甲が別途確保するものとする。

（センターの業務）

**第5条** 乙は、センターにボランティアコーディネーターを設置し、次の業務を行うものとする。

- （1） 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること
- （2） 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること
- （3） 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること
- （4） 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること
- （5） 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動に関すること
- （6） 簡易な応急及び復旧作業に関すること
- （7） その他災害ボランティア活動に必要な業務

（職員の派遣）

**第6条** 甲は、センターの設置及び運営を円滑に行うために甲の職員を派遣するものとする。

（連携及び協力）

**第7条** 甲及び乙は、センターの設置及び運営に関し、相互に連携し協力するものとする。

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資、活動場所等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの設置及び運営に関する必要な費用は、原則として甲が負担するものとする。

ただし、災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第10条 災害時のボランティア活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償はボランティア保険により対応するものとする。

2 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者をボランティア保険に加入させるものとする。

3 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担する。

(報告)

第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第12条 甲及び乙は、本協定に係る連絡責任者を定め、連絡責任者届(様式3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡者に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

2 乙は、平常時から、第5条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関及び関係団体との間にネットワークを整備しておくものとする。

3 甲は、前項に定める乙の活動に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人加西市社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき、適切に管理するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ甲乙それぞれ1通保管する

平成28年5月23日

甲 加西市北条町横尾1000番地

加西市

加西市長 西村 和平

乙 加西市北条町古坂1072番地の14

社会福祉法人 加西市社会福祉協議会

理事長 衣笠 勝弘

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

(被要請者)

様

(要請者)

要 請 書

「加西市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」第3条第1項の規定により、災害ボランティアセンターの設置を要請します。

記

1 災害ボランティアセンターを必要とする状況

2 要請期日、設置場所等

要請期日	設置場所	要請の内容	備考

連絡先		
電 話	—	—
F A X	—	—
担当者		

様式第2号（第3条関係）

平成 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

報 告 書

「加西市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」第3条第2項の規定により、災害ボランティアセンターの設置について報告します。

記

1 災害ボランティアセンターの設置

設置日	設置場所	実施の内容	備考

連絡先		
電 話	—	—
F A X	—	—
担当者		

## 連絡責任者届

平成 年 月 日現在

**【加西市】**

1 連絡責任者

役職 氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職 氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

**【加西市社会福祉協議会】**

1 連絡責任者

役職 氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職 氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間 :
- ・休日 :

## 災害時における物資提供等の協力に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社兵庫工場（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、市内災害時の物資提供等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）

**第3条** この協定により、甲が乙に対し提供を要請する物資は、次に掲げるものの内、乙が保有又は調達できるものとする。

- (1) 段ボールシート及び段ボールケース等の段ボール製品
- (2) その他乙が取扱う製品

（提供の実施等）

**第4条** 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で第2条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

**第5条** 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

**第6条** 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

**第7条** 物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、協力要請時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 費用の支払い方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（協定の解除）

**第8条** 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3ヶ月前に文書で相手方に通知しなければならない。

2 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるも

のとする。

3 乙は、この協定に基づく目的を達成することができない状況となったときは、甲に協定解除の申出をし、甲の承諾を得ることとする。

(有効期間)

**第9条** この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

**第10条** この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年7月25日

(甲) 兵庫県加西市北条町横尾1000番地  
加西市  
加西市長 西村 和平

(乙) 兵庫県加東市河高字黒石355-35  
王子コンテナ株式会社兵庫工場  
工場長 石川 清士

## 災害時における畳の提供等に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は加西市内において風水害、地震等の災害が発生した際に、避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は災害発生時に被災者の救援及び救助活動を円滑に実施されることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 災害発生時において「甲」が畳を必要とする時は、甲は乙に対して畳の提供を依頼するものとする。ただし、緊急時においては乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

### （協力内容）

第3条 甲と乙は協力して次の作業を行う。

- （1） 畳の調達
- （2） 避難所までの畳の輸送
- （3） 利用後の畳の処分

### （畳の調達）

第4条 甲は乙に対して調達を必要とする枚数、日時、場所等を指定して、畳の提供を求めることができることとする。

2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において畳の提供に努めるものとする。

### （対価）

第5条 乙が甲に提供する畳の対価は無償とする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するために平素から情報交換を行い緊急時に備えるものとする。

### （訓練への参加）

第7条 乙はこの協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

### （期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年9月8日

甲 加西市北条町横尾1000番地  
加西市長 西村和平  
乙 神戸市兵庫区永沢町三丁目8番8号  
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会  
事務局長・发起人 前田敏康



## 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

播磨地域の13市9町で構成する播磨広域連携協議会（本協定については、明石市を除く。以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 各市町において、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、該当の市町（以下「被災市町」という。）は、乙に対して協力を要請することができる。

### （行政書士業務の範囲）

第2条 前条の規定による被災市町の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 被災市町への乙の会員の派遣
- (3) その他被災市町が必要と認める業務

### （要請手続等）

第3条 第1条の規定による要請は、業務の内容、場所及び機関その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を被災市町に通知するものとする。

### （災害時の体制整備等）

第4条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、被災市町の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第1条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

### （費用負担）

第5条 第2条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

### （実費手数料の取り扱い）

第6条 被災市町の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には、相談者が負担するものとする。

(損害の補償)

第7条 被災市町の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、被災市町は負担を負わないものとする。

(情報交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年(2016年)10月1日

甲 播磨広域連携協議会

姫路市長	石見 利勝	たつの市長	栗原 一
相生市長	谷口 芳紀	多可町長	戸田 善規
加古川市長	岡田 康裕	稲美町長	古谷 博
赤穂市長	明石 元秀	播磨町長	清水ひろ子
西脇市長	片山 象三	市川町長	岩見 武三
三木市長	藪本 吉秀	福崎町長	橋本 省三
高砂市長	登 幸人	神河町長	山名 宗悟
小野市長	蓬萊 務	太子町長	服部 千秋
加西市長	西村 和平	上郡町長	遠山 寛
宍粟市長	福元 晶三	佐用町長	庵途 典章
加東市長	安田 正義		

乙 神戸市中央区東川崎町一丁目1番3号クリスタルタワー13階

兵庫県行政書士会

会長 村山 豪彦

(別記様式)

年 月 日

兵庫県行政書士会 会長 様

(要請市町長名)

協 力 要 請 書

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
氏名・電話番号		
電話・FAX等 による要請日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃	
要 請 内 容		
場 所		
機 関		
備 考		

## 災害時における支援協力に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県L Pガス協会東播支部（以下「乙」という。）は、加西市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内災害時の支援協力に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時においてL Pガス及び燃焼機器等の機材（以下「L Pガス等」という。）を必要とするときは、乙に対してL Pガス等供給要請書（様式1）により避難所等への供給について協力の要請をするものとする。但し、緊急を要する場合には、口頭又は電話等により協力を要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、L Pガス等を優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）

第3条 L Pガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

第4条 乙はL Pガスを供給するときは、供給設備並びに消費設備の安全点検を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が供給したL Pガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は協力要請時における適正価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（1）甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式2により報告するものとする。

（2）甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月28日

（甲）兵庫県加西市北条町横尾1000番地  
加西市

加西市長 西村 和平

（乙）多可町中区安楽田700-8

一般社団法人兵庫県L Pガス協会東播支部  
支部長 高山 正博

様式 1

第 号  
年 月 日

一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部長 様

加西市長

LPガス等供給要請書

災害時における支援協力に関する協定書第2条第1項に基づき、以下のとおりLPガス等の供給を要請します。

品名	数量	搬入場所	連絡先

連絡先

所 属	
職・氏名	
電話番号	

様式 2

第 号  
年 月 日

代表者 様

代表者

災害時における支援協力に関する協定に係る連絡先の報告について

災害時における支援協力に関する協定書第7条に基づき、以下のとおり報告します。

緊急時連絡先	所 属	
	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
協定締結連絡先	所 属	
	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

## 加西市と兵庫県信用組合との包括連携協定

加西市（以下「甲」という。）と兵庫県信用組合（以下「乙」という。）とは、加西市の地域創生について連携協力を行うため、次のとおり、包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

### 第1条

本協定は、加西市の地域創生のため、甲及び乙が、相互に連携し、人的、知的資源の有効活用と協働活動を推進することにより、市民サービスの向上、地域経済の活性化及び地域社会の発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

### 第2条

甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）人口減少対策、地域経済活性化及び雇用対策等の産業振興に関すること
- （2）地域産品販売、観光振興及び起業支援に関すること
- （3）災害対策に関すること
- （4）地域の防犯及び暮らしの安全に関すること
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（期間）

### 第3条

本協定の有効期間は、締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから異議の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以後の更新についても同様とする。

（守秘義務）

### 第4条

甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

### 第5条

その他本協定に定めのない事項、又は本協定について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定を締結したことを証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年9月20日

甲 兵庫県加西市北条町横尾1000番地  
加 西 市 長 西 村 和 平

乙 兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号  
兵 庫 県 信 用 組 合  
理 事 長 土 肥 貴 弘

## 災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）と一般社団法人 兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）は加西市内において風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに被災者及び避難者に対する物資等の緊急輸送等に関して次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害応急対策を実施する上で被災者及び避難者に対する物資等の緊急輸送等が必要と認めるときは、乙に対して、次の業務について協力を要請することができる。

- (1) 物資等の緊急輸送
- (2) 物流業務に必要となる施設、車両、荷役機械及び資機材等の提供
- (3) 物流業務に必要となる人員の派遣

（協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の緊急輸送等について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲の要請を完了したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙の業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

（対価及び費用の支払）

第5条 前条の規定による費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、乙はこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

令和元年7月24日

甲 兵庫県加西市北条町横尾1000番地  
加西市長 西村 和平

乙 兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4番27号  
一般社団法人  
兵庫県トラック協会  
会長 福永 征秀

## 災害時における物資提供等の協力に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、市内災害時の物資提供等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として災害救助物資提供要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

**第3条** この協定により、甲が乙に対し提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- （2）作業関係用品
- （3）冷暖房機器及び電気用品等
- （4）その他甲が指定する物資

（物資の価格及び支払）

**第4条** 物資の取引価格は、災害発生直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

**第5条** 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに災害救助物資提供報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

**第6条** 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。



(情報の交換)

**第7条** 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

**第9条** この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年8月1日

(甲) 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市

加西市長 西村和平

(乙) 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 正

別記第1号様式（第2条関係）

年 月 日

災害救助物資提供要請書

株式会社ジュンテンドー 様

加西市長

「災害時における物資提供等の協力に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の提供を要請します。

記

1. 災害の状況

2. 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の引渡し場所	運搬方法	備 考

別記第2号様式（第5条関係）

年 月 日

災害救助物資提供報告書

加西市長 様

株式会社ジュンテンドー

「災害時における物資提供等の協力に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

記

必要とする物資の内容	数 量	物資の引渡し場所	運搬方法	備 考

## 災害に係る情報発信等に関する協定

加西市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、加西市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、加西市が加西市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ加西市の行政機能の低下を軽減させるため、加西市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、加西市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、加西市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、加西市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 加西市が、加西市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 加西市が、加西市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 加西市が、災害発生時の加西市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 加西市が、加西市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 加西市が、加西市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 加西市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、加西市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく加西市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、加西市から提供を受ける情報について、加西市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、加西市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、加西市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、加西市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年12月3日

加西市：兵庫県加西市北条町横尾1000番地  
加西市  
加西市長 西村和平

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊健太郎

## 災害における消防用水等の供給支援に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（組合員は別紙のとおり。以下「乙」という。）は、災害時における消防用水等の供給支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加西市およびその周辺で大規模な災害が発生した場合において、災害時における支援の一環として、甲が乙に対し、消火等のために水が緊急に必要な場合に協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の処置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消火用水の供給、飲料水以外の生活用水の確保その他必要な業務（以下「要請業務」という。）の協力を支援協力要請書（様式第1号）について要請することができる。ただし、甲は、書面による要請を行う時間的余裕がないときは、当該要請を口頭により行うことができるものとする。その場合において、甲は速やかにその内容を書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、直ちに甲の指示による応急処置を行うものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、前項の規定により支援を実施したときは、甲に対し、速やかに実施報告書（様式第2号）により、報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が要請業務に必要とする費用は、甲が負担する。

2 経費の算出にあたっては、災害発生直前における適正価格をもとに、甲及び乙で協議のうえ、定めるものとする。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲乙協議の上、その処理及び解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けたその構成員が、指定された場所への水の輸送時に、通行が危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練）

第7条 乙は、この協定に基づく支援を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に参加要請があったときは、積極的に参加するものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、第2条の規定による支援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため連絡責任者を定め、通知するものとする。また、連絡責任者を変更したときも同様とする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも何ら申し出がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和2年2月21日

甲 加西市北条町横尾1000  
加西市  
加西市長 西村 和平

乙 大阪市中央区瓦町2丁目4番7号  
大阪広域生コンクリート協同組合  
理事長 木村 貴洋

(様式1)

消防用水応援要請書		
1 火災、災害等の状況及び業務内容		
2 応援を必要とする車両、資機材等の台数及び人員数		
車両数	資機材数	人員数
3 応援を必要とする日時、場所及び期間		
(1) 派遣希望日時		
(2) 派遣場所		
(3) 派遣期間		
4 現場責任者及び県内市町等担当者		
5 その他必要な事項		
		令和 年 月 日
大阪広域生コンクリート協同組合理事長 様		加西市長 ○○ ○○

(様式2)

消防用水応援報告書		
1 火災、災害等の状況及び業務内容		
2 応援に要した車両、資機材等の台数及び人員数		
車両数	資機材数	人員数
3 応援した日時、場所及び期間		
(1) 派遣日時		
(2) 派遣場所		
(3) 派遣期間		
4 現場責任者及び県内市町等担当者		
5 その他報告事項		
		令和 年 月 日
加西市長 ○○ ○○ 様		大阪広域生コンクリート協同組合理事長

## 災害時における応急対策業務の実施に関する協定

加西市（以下「甲」という。）と加西造園緑化組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、加西市内で災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲が乙の協力を得て、円滑かつ迅速な災害応急対策が実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する資機材および人員（以下「資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して協力を要請するものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として様式1の要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （業務の内容）

第3条 この規定により、甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

- （1）甲の管理する公共施設や、市民の日常生活に著しい支障を与える、又はそのおそれのある倒木等障害物の除去作業
- （2）災害現場において確認した災害情報の連絡
- （3）その他甲が必要と認める緊急作業

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、速やかに報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 この協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

### （損害の負担）

第6条 第3条に規定する業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

### （補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

### （連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡担当者は、甲においては防災担当課長、乙においては加西



造園緑化組合長とし、災害が発生した際には速やかに連絡をとるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、平常時より必要な情報を相互に伝達するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月26日

甲 加西市北条町横尾1000番地  
加西市  
加西市長 西村和平

乙 加西市玉丘町494-1 加西緑化内  
加西造園緑化組合  
組合長 富永千廣

様式1

災害応急対策業務 要請書

1. 災害の状況および業務内容
2. 応援を必要とする日時、場所および期間
  - (1) 派遣希望日時
  - (2) 派遣先
  - (3) 派遣期間
3. その他必要な事項

平成 年 月 日

様

加西市長

連絡責任者  
防災担当課長  
担当者

危機管理課 電話 0790-42-8751(直通) F A X 0790-43-1800

様式2

災害応急対策業務 実施報告書

1. 応援従事した事業者名および資機材等の種類、数量および人員の状況
  - (1) 事業者名・現場責任者
  - (2) 資機材等の種類、数量および人員等
2. 業務内容
3. 応援に従事した期間
4. その他必要な事項

加 西 市 長 様

担当者  
電話番号  
F A X

## 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策を目的として、妊産婦、乳児、高齢者その他避難所における集団生活による感染の危険を回避することが難しく、適切でないと認められる者（以下「宿泊施設利用対象者」という。）の避難場所を確保するため、乙が営む宿泊施設を活用することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、宿泊施設利用対象者の避難場所として、乙が運営する下記のホテル（以下「本件ホテル」という。）の客室を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

### 記

宿泊施設名 ホテルルートイン加西 北条の宿  
所 在 兵庫県加西市北条町栗田 7-7

### （宿泊施設利用対象者の範囲）

第2条 宿泊施設利用対象者の範囲は、次のとおりとする。但し、専門的な介護等が必要な者の単身での利用は除くものとする。

- (1) 妊産婦
- (2) 乳児
- (3) 満75歳以上の高齢者
- (4) 基礎疾患を持つ者、特定疾患医療受給者等で新型コロナウイルスに罹患した場合に重症化が懸念される者
- (5) その他甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者
- (6) 前各号に規定する者の付添人

### （客室等確保の要請）

第3条 甲は、災害時において、本件ホテルを宿泊施設利用対象者に利用させる必要が発生した場合、乙に対して、本件ホテルの利用を要請（以下「利用要請」という。）することができる。

- 2 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、宿泊人数、客室数、利用期間、付添人の有無その他の必要事項を、ファクシミリ又は電子メールにより連絡することによって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかにファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。
- 3 利用要請後に宿泊施設利用対象者の宿泊が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡する。
- 4 利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、甲乙別途協議して定める。

### （客室の確保）

第4条 乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、宿泊施設利用対象者の受入れが可能であるか否かを所定の方法により回答するものとする。

- 2 乙が確保すべき客室は喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。但し、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。
- 3 甲は、利用要請にかかる客室数が不要となったときは、直ちに、乙にその旨を連絡する。

4 甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況によっては、本条に定める内容を完全には履行できない場合があることを予め承諾する。

(キャンセル料)

第5条 甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、利用要請から6時間を経過した後も、甲から乙に宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、甲は、乙に対し、乙所定の宿泊約款に基づき、キャンセル料を支払うものとする。

(客室の利用期間)

第6条 宿泊施設利用対象者が客室を利用することのできる期間は、第3条第2項に基づき甲が乙に連絡した期間とする。但し、災害の規模、被害の復旧状況等により、宿泊施設利用対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものとする。

2 前項但書の場合にも、乙は、客室の確保に努めるものとする。

(宿泊手続)

第7条 甲は、宿泊施設利用対象者が本件ホテルに宿泊する場合、宿泊者にチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

(利用料金)

第8条 本協定に基づき乙が宿泊施設利用対象者に提供する客室の一室当たりの利用料金（以下「利用料金」という。）は、本件ホテルにおいて各日毎に客室のタイプ毎に設定され、本件ホテルのホームページに掲載されたスタンダードプランの料金と同一とする。但し、電話料金、コピー代その他宿泊施設利用対象者の個人的要望により生じた料金は、当該利用対象者が負担するものとする。

2 電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が一般利用客に対し、利用料金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を行う日における宿泊施設利用対象者の利用料金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

3 利用料金は、15時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。但し、連続して宿泊（以下「連泊」という。）する場合は、15時から翌日15時までを1泊として計算するものとする。

(利用料金の支払い)

第9条 乙は、利用料金を毎月末日締めにて、翌月10日までに甲に請求書を提出する。

2 甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査のうえ、請求書を受領した日の属する月の翌月末日限り、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

(客室清掃及びリネン類の交換)

第10条 甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次の要領で行われるものであることを承諾するとともに、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(1) 本協定の趣旨が災害時における宿泊施設の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊施設利用対象者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各客室を使用中の宿泊施設利用対象者（以下「客室使用者」という。）がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。但し、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ、当該客室使用者に対し、清掃等の時

間を通知して行うものとする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、客室使用者が交代する場合には、乙は、交代後の客室使用者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。
- (3) 交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況及び燃料の流通状況等により提供することができない場合があること並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを承諾するものとする。

#### (朝食の提供)

第11条 乙は、客室使用者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。但し、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供することができない場合があること並びに朝食のメニューの数及び1名当たりに提供することができる食事の量を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

#### (入浴の制限)

第12条 乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、客室使用者の大浴場及び客室内のユニットバスの利用を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

#### (サービスの低下と宿泊代金)

第13条 甲は、第10条、第11条但書及び前条に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、利用代金の減額を求めることはできないものとする。

#### (救護措置)

- 第14条 客室使用者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちになし得る必要な救護措置を行い、救急車の手配とともに甲にその旨を連絡する。
- 2 甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該客室使用者の宿泊を継続するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡する。

#### (客室使用者に対する甲の援助措置)

- 第15条 甲は、客室使用者に対し、昼食、夕食その他の飲食物を提供（以下「飲食物の提供」という。）することができる。
- 2 前項に基づき、甲が飲食物の提供を行うときは、食器類の準備、配膳、片付けは甲の職員が行うものとする。
  - 3 飲食物の提供に関する具体的な手順、方法は、甲乙別途協議して定める。

#### (遵守事項)

第16条 甲は、宿泊施設利用対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守させるよう努めるものとする。

#### (確認事項)

第17条 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による客室の優先確保に努めるものであるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から宿泊施設の提供を求められた場合、乙においてこれらの要請を優先する場合があることを、予め了承するものとする。

#### (損害賠償請求)

第18条 本協定に基づき本件ホテルに宿泊した宿泊施設利用対象者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、

当該宿泊施設利用対象者に対して行うものとする。

(有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和3年3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示のないときは、本協定は1年間同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

(中途解約)

第20条 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、1ヶ月前までに書面で予告して、本協定を中途解約することができる。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間において取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これらの反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。

2 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

(本協定に定めのない事項)

第22条 本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書式通を作成し、甲乙記名押印のうえ各壱通を保有する。

令和2年8月21日

(甲) 兵庫県加西市北条町横尾1000番地  
加西市長 西村 和平

(乙) 東京都品川区大井一丁目35番3号  
ルートインジャパン株式会社  
代表取締役 永山 泰樹

## 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社近畿カンパニー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に関わる防災活動について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することが出来る。

- （1）乙の所有または管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- （4）乙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

### （支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲から要請（以下「要請」という。）は、文章をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、

速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：加西市役所 総務部長

乙：イオン加西北条店 店長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、令和2年9月28日から令和3年9月27日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1カ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。



(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた時は、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年9月28日

(甲) 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市長 西村 和平

(乙) 大阪市福島区海老江1丁目1番23号  
イオンリテール株式会社近畿カンパニー  
取締役専務執行役員 近畿カンパニー支社長

土谷 美津子

## 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

加西市（以下「甲」という。）と株式会社加西北条都市開発（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第3条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に関わる防災活動について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第4条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することが出来る。

- （1）乙の所有または管理する「施設・駐車場」（以下、「施設等」という。）を一時避難場所として被災者に提供すること。
  - （2）被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
  - （3）被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

### （対象施設の提供等）

第5条 前項に定める協力内容に関する事項は、次のとおりとする。

- （1）対象施設等は、乙の指定する場所とする。
- （2）対象施設等の管理は、甲の責任において行う。
- （3）甲は、対象施設等の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行い、速やかに引き渡すものとする。

(支援の要請手続き)

第4条 第2条の定めによる甲からの要請（以下「要請」という。）は、書面をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

(連絡責任)

第5条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：加西市役所 総務部長

乙：株式会社 加西北条都市開発 専務取締役

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(費用の負担)

第6条 防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。その代金は支払請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1カ月前までに、甲及び乙が協議し協定終了の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた時は、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月1日

(甲) 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市長 西村 和平

(乙) 加西市北条町北条28番地の1  
株式会社加西北条都市開発

代表取締役 河 尻 悟